

# 熊本県景観計画

平成20年1月18日公表

平成20年4月 1日適用

令和6年3月26日 変更

## 熊本県景観計画(改正素案)目次

|     |                                                                                      |    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第 1 | 趣 旨 -----                                                                            | 1  |
| 第 2 | 景観計画区域 -----<br>・ 景観計画区域<br>・ 景観形成地域<br>・ 特定施設届出地区                                   | 1  |
| 第 3 | 熊本県景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 -----                                                    | 1  |
|     | 1 景観形成の基本目標 -----<br>(1) 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。<br>(2) 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。             | 1  |
|     | 2 景観形成の基本的観点 -----<br>(1) 自然との調和<br>(2) 歴史との調和<br>(3) ユニバーサルデザインの視点                  | 1  |
|     | 3 景観形成の方策 -----<br>(1) 景観形成の誘導・推進<br>(2) 景観形成に関する合意の形成<br>(3) ユニバーサルデザインの視点景観形成活動の促進 | 2  |
|     | 4 公共事業等における景観形成指針 -----                                                              | 2  |
|     | 別紙1 熊本県公共事業等景観形成指針 -----                                                             | 4  |
|     | 別図1 熊本県景観計画地域・地区概要図 -----                                                            | 11 |
| 第 4 | 良好な景観の形成のための行為の制限 -----                                                              | 12 |
|     | 1 景観形成地域 -----                                                                       | 12 |
|     | (1) 届出対象行為<br>(2) 景観形成基準                                                             |    |
|     | 別紙2 1 景観形成地域の区域 -----                                                                | 13 |
|     | (1) 熊本空港周辺景観形成地域 -----                                                               | 13 |
|     | ア 区域<br>イ 熊本空港周辺景観形成地域に関する基本計画<br>ウ 景観形成基準                                           |    |
|     | 別図2 熊本空港周辺景観形成地域(区域図) -----                                                          | 21 |
|     | (2) 天草景観形成地域 -----                                                                   | 22 |
|     | ア 区域<br>イ 天草景観形成地域に関する基本計画<br>ウ 景観形成基準                                               |    |
|     | 別図3 天草景観形成地域(区域図) -----                                                              | 30 |
|     | (3) 水俣・芦北景観形成地域 -----                                                                | 31 |
|     | ア 区域 区域<br>イ 水俣・芦北景観形成地域に関する基本計画<br>ウ 景観形成基準 景観形成基準                                  |    |
|     | 別図4 水俣・芦北景観形成地域(区域図) -----                                                           | 40 |
|     | 2 特定施設届出地区 -----                                                                     | 41 |
|     | (1) 届出対象行為<br>(2) 景観形成基準<br>(3) 対象範囲                                                 |    |
|     | 3 大規模行為 -----                                                                        | 45 |
|     | (1) 届出対象行為<br>(2) 景観形成基準<br>(3) 対象範囲                                                 |    |
| 第 5 | 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に<br>関する行為の制限に関する事項 -----                                   | 47 |
| 第 6 | 景観づくりに向けた県の取組 -----                                                                  | 48 |

# 熊本県景観計画

## 第1 趣旨

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条及び熊本県景観条例（昭和62年3月16日条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、熊本県景観計画（以下「景観計画」という。）を以下のとおり定める。

## 第2 景観計画区域（別図1のとおり）

景観計画区域は、熊本県全域（景観行政団体である市町村の区域及び熊本県景観条例第20条の規定により指定した地域を除く。）とする。

景観計画区域に景観形成地域と特定施設届出地区を置く。

景観形成地域は、県土の景観形成上、重要な地域を景観形成地域として定める。

特定施設届出地区は、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として定める。

## 第3 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 1 景観形成の基本目標

県土の景観形成を進めていくための基本目標は、次のとおりとする。

#### (1) 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。

私達の県土は、緑や水に代表される自然と、先人が長い歴史の中で築き上げてきた文化や生活とがあいまって、場所ごとに特徴ある熊本の風土を形成している。

このような風土の個性を生かし、それぞれの地域で個性ある景観を適正に保全し、創造することによって、県民が郷土に誇りと愛着をもつことのできる熊本らしい景観を守り育てるものとする。

#### (2) 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。

景観は地域の自然や文化の尺度であると同時にそこに住む人々にとって日常生活の環境となるものである。

日常生活を快適なものとするため、調和のとれた街なみや緑と水を生かした文化の香る空間をつくり、潤いとやすらぎに満ちた県土の景観形成を図るものとする。

### 2 景観形成の基本的観点

基本目標の達成を目指して、次のような基本的観点に基づいて県土の景観形成を進める。

#### (1) 自然との調和

景観は自然的要素と人工的要素の複合体であり、景観が良好であるためには、両者の調和が重要である。

したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、県土に存在する多種多様な自然的景観要素と、人間活動がもたらす様々な人工的景観要素との調和を図る。

(2) 歴史との調和

私達のふるさととは、それぞれの地域で、長い歴史と伝統に支えられ、日々の生活の中で培われてきた街なみや集落などからなっている。

したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、このような長い歴史の中でつくられた個性ある景観と、これからつくり出される新しい景観との調和を図る。

(3) ユニバーサルデザインの視点

景観は多種多様な要素から構成されているが、中でも建築物、道路、河川における工作物等の人工的構造物は景観形成に大きな位置を占めている。

したがって、県土の良好な景観形成を図るため、これらの人工的構造物の築造に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。

### 3 景観形成の方策

熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育て、緑豊かな潤いのある快適な景観をつくるための方策として、県は、次のようなことを重点的に進める。

(1) 景観形成の誘導・推進

県土の景観は、公共的空間とそれ以外の私的空間における景観形成活動により形成される。

県土の優れた景観形成を図るため、県は自ら行う公共事業等においては先導的役割を果たすよう努めると同時に、住民が行う私的空間における景観形成行為に対しては指導・助言するとともに積極的援助を行う。

(2) 景観形成に関する合意の形成

優れた景観は、県民一人一人の意識の向上に待つところが大きくその上に育まれるものである。

このため、景観教育の推進、行政と県民が一体となったキャンペーンの展開など総合的な啓発施策の幅広い展開を図りながら、県民の景観形成に関する合意形成を進める。

(3) 景観形成活動の促進

優れた景観は、地域住民の自発的な行動により形成されることが望ましい。

このため、住民が行う景観形成のための協定や運動に対し、積極的に援助・協力を行い推進する。

### 4 公共事業等における景観形成指針

- (1) 知事は、公共事業、公共施設の建築等で県土の景観形成に著しい影響を及ぼすもの（以下「公共事業等」という。）について景観形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を別紙1のとおり定める。

- (2) 県は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。
- (3) 知事は、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

(別紙 1)

## 熊本県公共事業等景観形成指針

### 第 1 目的

県土の景観は、公共的空間と私的空間における景観形成活動により形成されるが、とりわけ公共的空間は人々の活動や触れ合いの多い空間であり、地域の環境を形成する上で極めて大きな役割を有しており、公共的空間における公共事業等の実施に当たっては、地域に応じた景観的配慮を行い県土の景観形成を図る上で先導的役割を担う必要がある。

このため、県土の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について景観形成のための指針を定めるものとする。

### 第 2 適用の範囲

この指針は、県下で実施される第 5 に掲げる施設の公共事業等について適用するものとする。ただし、景観形成のための配慮の度合いについては、地域の実情や景観形成に及ぼす影響を勘案し、適切な適用に努めるものとする。

### 第 3 基本的事項

県下で行われている公共事業は、広範多岐にわたっており、この公共事業の在り方が県土の優れた景観形成にとって、大きな役割を果たすものと考えられる。

したがって、公共事業等について、県土の景観形成を図る上での基本的な事項は、次のとおりとする。

- 1 公共事業、公共施設の建築等に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。
- 2 地域の個性を生かした文化の香り高いものを目指す。
- 3 周囲との調和及び事業間の境界領域における調和に配慮する。
- 4 親水・親緑空間について配慮する。
- 5 将来の維持管理について配慮する。

### 第 4 共通事項

施設別景観形成指針の共通事項は、次のとおりとする。

#### 1 のり面

のり面は、地形、視点場等を考慮して、できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、緑化に努める。なお、安全上やむを得ず発生するのり面覆工については、できる限り緑化に努め、周辺との調和に配慮する。

#### 2 擁壁

擁壁の形態は、周辺と調和するように配慮するものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。

### 3 護岸

護岸の構造及び形態は、地域の特性を生かした親水空間の確保や周辺との調和に配慮したものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。

### 4 防護柵

防護柵の構造、形態及び色彩については、周辺の景観と調和したものとし、必要に応じて柵の周辺については緑化に努める。

### 5 舗装

舗装は、画一化せず、それぞれ周囲の状況や用途に応じた素材の活用等周辺の景観と調和したものとするよう配慮する。

### 6 標識・公共広告物

設置数や場所の適正化を図り、整理統合に努めるとともに、形態、意匠及び色彩は周辺に調和するよう配慮する。

### 7 照明施設

形態、意匠及び色彩については、落ち着いたものとするとともに、周辺との調和に配慮する。

### 8 緑の保全と緑化

- ・ 良好な空間をつくるため、植栽に当たっての樹種の選定や配置については、地域の個性を生かしたものとし、周辺の景観に配慮する。
- ・ 良好な景観を形成している樹木等は、できるだけ伐採せず修景に生かすものとし、やむを得ない場合は、その周辺に移植するよう努める。

### 9 景観に配慮した占用行為

道路敷地その他公共用地での工作物（電柱、広告物等）の占用行為にあつては、周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

### 10 維持管理

公共の建築物、工作物及び樹木等の維持管理については、周辺の景観に調和するよう努める。

## 第5 施設別景観形成指針

### 1 道路

道路は、安全で快適な通行環境の確保を図ることを目的としているが、沿道には自然、田園、町並みなど多種多様な景観が広がり、県土の景観形成の重要な骨格をなしている。

特に都市部の道路にあつては、沿道の建築物、広告物等における景観配慮が重要であり、沿道の町並みと調和のとれた道路構造や緑を生かした道路景観に配慮する。

なお、都市間や地域内道路にあつては、のり面及び防護柵の景観的配慮や余裕地における植栽等に配慮し、周辺の集落、田園、山等と調和のとれた緑豊かな道路の景観形成を図る必要がある。

(配慮事項)

### (1) 路線の選定

都市間や地域内道路の路線選定において、良好な景観を損なわないようにするとともに、長大のり面などの構造物ができる限り目立たないような路線選定を行い、周辺の景観に配慮する。

### (2) トンネル

路線の一部をトンネルとする場合の坑口の構造及び形態は、周辺との調和に配慮したものとする。

### (3) 高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁の意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。

### (4) 交差点

交差点における信号機柱、標識、電柱、照明施設等については、可能な限り整理統合し、周辺の景観に配慮する。

### (5) 歩道及び自転車道

- ・ 植樹樹の形態、意匠及び色彩については、個性と統一性を持たせる。
- ・ ストリートファニチュア等の設置に当たっては、形態、意匠及び色彩について、周辺の景観に配慮する。

### (6) 歩道橋

形態、意匠及び色彩は、周辺と調和のとれた個性あるものとし、橋の取付部等は、必要に応じて緑化するよう努める。

### (7) 緑の保全と緑化

- ・ 都市部の道路にあつては、可能な限り連続した植樹帯を設け、その他の地域の道路にあつても必要に応じて植樹帯等で緑化を図る。また、中央分離帯や交通島についてもできるだけ緑化するように努める。
- ・ 都市間や地域内道路にあつては、ポイントとなる地点や余裕地は、ポケットパークとして緑化修景し、憩いの空間を創造するように努める。

## 2 橋りょう

橋は、その地域のシンボルとして景観形成上重要な施設である。

橋は、人や車の通行だけでなく、水に浮かぶ風景としての役割を演じ、水や緑、周囲の町並みと調和のとれた個性あるものとする必要がある。

### (配慮事項)

#### (1) 橋りょう本体

橋の構造、意匠、素材及び色彩については、地域の特性を生かすよう配慮するとともに、周辺との調和にも配慮する。

#### (2) 高欄、照明施設等

意匠や色彩については、個性的であるとともに、橋りょう本体との調和に配慮する。

#### (3) 橋の保存及び改修

良好な景観形成要素となっている伝統ある橋については、できる限りその保存に努めるとともに、架け替えに当たっては、歴史的背景や利用形態を把



握して周辺の景観との調和が図られるものとする。

(4) 緑の保全と緑化

橋のもとには、できるだけ緑化を図る。

3 河川

河川は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水及び利水の両面から私達の生活に大きな利便や影響を与えてきた。

また、河川は、動物及び植物の生息の場としても重要であり、自然環境を保全しながら、潤い、やすらぎのある緑豊かな親水空間としての河川の景観形成を図る必要がある。

(配慮事項)

(1) 護岸

構造及び形態は、地域の特性を生かしたものとし、治水上支障のない範囲において親水、緑化、生態系保全を図るように配慮し、特にポイントとなる素材については、周辺の景観に調和するよう配慮する。

(2) 高水敷の利用

高水敷は、積極的に緑化を図るとともに、河川と人が触れ合う場所として高水敷を利用した広場や公園化などに配慮する。

(3) 樋門

形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

(4) 緑の保全と緑化

堤防ののり面には、安全上支障がない範囲においてできる限り緑化を図るものとする。

4 ダム・堰堤（砂防・治山）

ダム・堰堤は、治水、利水、治山を始めとして、広く流域の住民生活に大きな影響を与え、自然の中の人工構造物として、自然との調和に配慮する必要がある。

なお、貯水ダムにあつては、景観形成の観点からダム周辺の緑化を図り、レクリエーション機能としての休憩施設、親水施設、遊歩道を整備し、人々に潤い、やすらぎを与える場所の一つとして周辺の景観と調和するよう配慮する必要がある。

(配慮事項)

(1) 位置及び形式

位置や形式については、できる限り周辺の自然景観に溶け込むよう配慮する。

(2) のり面及び擁壁

景観上大きな要素となるダム周辺や堰堤ののり面及び擁壁の周囲については、できる限り緑化や植栽に努める。

(3) 緑の保全と緑化

緑と水辺を創造するため、ダム周辺の余裕地等には質の高い植栽や公園化など親水空間に配慮する。

## 5 港湾・漁港

港湾・漁港は、その規模や機能は多様であり、様々な人々の出入りする地域の玄関口や経済の重要な拠点となるものが多い。

それぞれの港は、地域ごとの個性や情緒を持っており、その中に立地する人工構造物については、これらの個性や情緒を尊重し、人々ができるだけ水に親しむことのできる構造とするとともに、余裕地については緑化や公園化を図り、人々の憩いの空間づくりをする必要がある。

(配慮事項)

### (1) 港の施設（防波堤、岸壁、堤防等）

港の施設は、周辺環境を考慮し、親しみやすい構造となるよう配慮する。

### (2) 建築物

待合所等を始めとする建築物の意匠及び色彩については、周辺との調和に配慮し、周囲はできる限り緑化に努める。

### (3) 緑の保全と緑化

港湾及び漁港の区域内の余裕地には、できる限り周辺景観との調和に配慮した植栽を行い、公園化を図る。

## 6 海岸

海岸は、漁業を始めとする生産活動や、海洋レクリエーションの場として、人々が雄大な自然との触れ合いや心に潤いを求めることのできる場所となっている。

また、海岸は、動物や植物の生息の場としても重要であり、自然海岸の保全に努めるとともに、人工海岸の構造物の築造に当たっては、景観上の配慮や緑を生かした親水空間として整備していく必要がある。

(配慮事項)

### (1) 堤防

堤防の構造や前面に設置される消波ブロック等については、周辺との景観に調和するよう配慮する。

### (2) 護岸

海と親しむ護岸とするため、人々が憩う所では、できるだけ階段、緩勾配等の親水護岸とし、併せて海浜遊歩道等の整備も配慮する。

### (3) 海浜

自然海浜は、できるだけ残すようにするとともに、海浜公園や海洋レクリエーションとしての人工海浜の整備については、周辺の景観に配慮する。

### (4) 緑の保全と緑化

海岸区域内の余裕地や堤防の安全上支障がないと認められるのり面等については、できる限り緑化や植栽などを図り、憩いの空間を創造するよう努める。

## 7 都市公園等

都市公園等は、日常生活や地域コミュニティの場として地域住民と密着した公園にするとともに、地域の自然や文化を生かしたものとして整備していく必

要がある。

また、公園は、地域環境の一部を形成するものであり、周囲との調和や連続性を考慮した公園づくりが必要である。

(配慮事項)

(1) 地域性を生かした公園

自然、歴史や文化を生かした個性ある公園づくりに努める。

(2) 施設

遊具、休憩施設、園路、広場等に使用する材料は、できる限り自然素材に配慮し、意匠及び色彩については、周辺の景観に配慮する。

(3) 建物

公園内に設ける建物等の形態、意匠及び色彩については、地域の特性を生かした個性あるものとし、周囲との調和に配慮する。

(4) 垣、柵

材料は、できるだけ生け垣や自然素材を用いることとし、必要に応じて隣地との連続性を損なわないような位置及び意匠とするよう努める。

(5) 緑の保全と緑化

周縁部の植栽については、街路樹等との調和を図るとともに、周辺の景観との連続性を確保した植栽に配慮する。

## 8 公共建築物

公共建築物は、行政サービス施設を始めとして、集会施設、学校施設、公共住宅、処理施設など様々な施設があり、多くの人々が訪れ、また集まる所である。これらの公共建築物は、開放的で明るく、気軽に入れると同時に、建物は、敷地境界線から極力後退させ、公共空間を広く利用し、敷地全体が公園的な景観となるような緑あふれる、潤いとやすらぎに満ちた施設とし周囲の景観に配慮する必要がある。

(配慮事項)

(1) 建築物

・配置

建物の配置は、道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とし、敷地内にある樹姿、樹勢が優れた樹木は、修景に生かすよう配慮する。

・意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

また、外壁、屋上等に設ける設備は露出しないように努め、本体及び周辺の

景観との調和に配慮する。

・色彩

色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

・材料

外装に使用する材料は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

- 敷地の緑化

敷地内は、極力緑化に努める。なお、建築物と周辺景観との調和を図るため、樹種の選定や樹木の配置を考慮した植栽を行うよう努める。

(2) 門及び塀

- 位置

道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とする。

- 意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

- 色彩

色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

- 材料

周辺の景観と調和するような材料を使用すること。なお、道路に面して設ける塀は、可能な限り樹木（生け垣）を使用するよう配慮する。

- 緑化

塀の周囲については、極力緑化に配慮する。

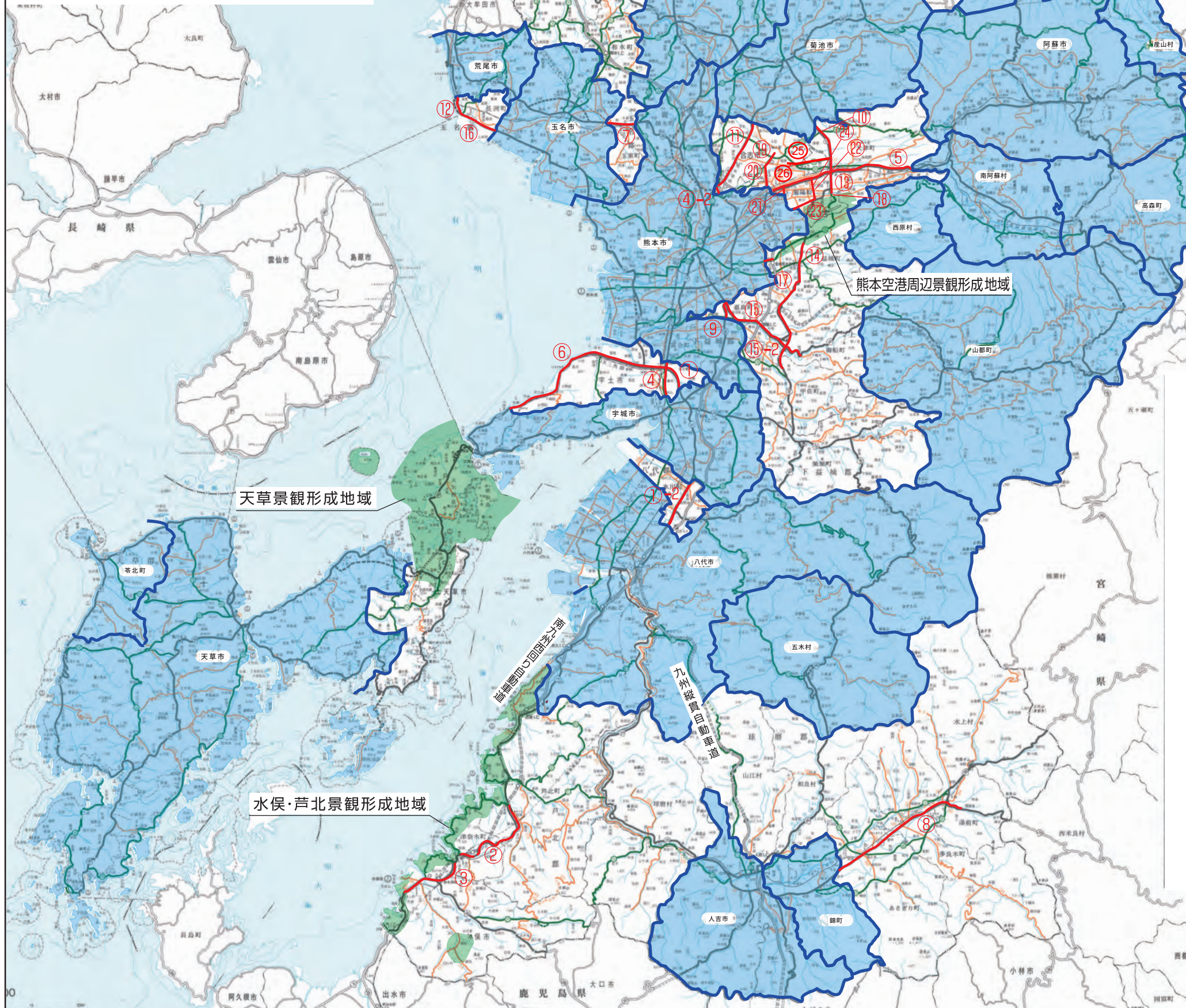
(3) 附帯施設（ゴミ焼却炉、ゴミ置場、浄化槽等）

- 位置、意匠、色彩、材料、緑化

附帯施設の位置、意匠、色彩及び材料については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、周囲については、極力緑化に努める。

# 熊本県景観計画地域・地区概要図

| 凡例                                                                                |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|  | 景観形成地域        |
|  | 特定施設届出地区(県指定) |
|  | 景観条例制定市町村     |



## 特定施設届出地区

| 番号  | 路線名                      | 始点                 | 終点                         | 区域の範囲                        |
|-----|--------------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|
| ①   | 国道3号                     | 熊本市と宇土市との境界        | 宇土市と宇城市との境界                | 路地から両側20メートル以内               |
| ①-2 | 国道3号                     | 宇城市と氷川町との境界        | 氷川町と八代市との境界                | 同上                           |
| ②   | 国道3号                     | 佐敷川橋梁(芦北町)         | 津奈木町道中線との交点(津奈木町)          | 同上                           |
| ③   | 国道3号                     | 津奈木町道沖田線との交点(津奈木町) | 水俣港臨港線との交点(水俣市)            | 同上                           |
| ④   | 旧国道3号(県道八代宇土線・宇城市道471号線) | 国道3号との交点(宇土市)      | 宇土市と宇城市との境界                | 同上                           |
| ④-2 | 国道3号北バイパス                | 熊本市と合志市との境界        | 国道387号線との交点(合志市)           | 同上                           |
| ⑤   | 国道57号                    | 南阿蘇村と大津町との境界       | 熊本市と菊陽町との境界                | 同上                           |
| ⑥   | 国道57号                    | 国道3号との交点(宇土市)      | 宇土市と宇城市との境界                | 同上                           |
| ⑦   | 国道208号                   | 熊本市と玉東町との境界        | 玉東町と玉名市との境界                | 同上                           |
| ⑧   | 国道219号                   | 錦町とあさぎり町との境界       | 球磨地区広域営農団地農道との交点(湯前町)      | 同上                           |
| ⑨   | 国道266号                   | 熊本市と嘉島町との境界        | 嘉島町と熊本市との境界                | 同上                           |
| ⑩   | 国道325号                   | 菊池市と大津町との境界        | 国道57号との交点(大津町)             | 同上                           |
| ⑪   | 国道387号                   | 菊池市と合志市との境界        | 熊本市と合志市との境界                | 同上                           |
| ⑫   | 国道389号                   | 荒尾市と長洲町との境界        | 県道荒尾長洲線との交点(長洲町)           | 同上                           |
| ⑬   | 国道443号                   | 国道57号線との交点(大津町)    | 県道熊本益城大津線との交点(大津町)         | 同上                           |
| ⑭   | 国道443号                   | 鉄砂川との交点(益城町)       | 甲佐町道中早川北早川線との交点(甲佐町)       | 同上                           |
| ⑮   | 国道445号                   | 国道266号との交点(嘉島町)    | 県道横野矢部線との交点(御船町)           | 同上                           |
| ⑮-2 | 国道445号御船バイパス             | 国道445号との交点(御船町)    | 国道443号(木倉バイパス)との交点(御船町)    | 同上                           |
| ⑯   | 国道501号                   | 県道荒尾長洲線との交点(長洲町)   | 長洲町と玉名市との境界                | 同上                           |
| ⑰   | 県道熊本益城大津線(通称第二空港線)       | 熊本市と益城町との境界        | 九州縦貫自動車道との交点(益城町)          | 同上                           |
| ⑱   | 県道熊本益城大津線(通称第三空港線)       | 国道443号との交点(大津町)    | 県道瀬田熊本線との交点(菊陽町)           | 同上                           |
| ⑲   | 県道熊本大津線・合志市道下町・役場線       | 県道住吉熊本線との交点(合志市)   | 合志市道野付・平島線県道大津植木線との交点(合志市) | 同上                           |
| ⑳   | 県道住吉熊本線                  | 熊本市と菊陽町との境界        | 県道熊本大津線との交点(合志市)           | 同上                           |
| ㉑   | 県道辛川鹿本線バイパス(通称国体道路南北線)   | 菊陽町と熊本市の境界         | 国道57号との交点(菊陽町)             | 同上                           |
| ㉒   | 県道曲手原水線バイパス(通称国体道路東西線)   | 国道443号との交点(菊陽町)    | 県道瀬田竜田線との交点(菊陽町)           | 同上                           |
| ㉓   | 都市計画道路保田窪菊陽線(通称国体道路東西線)  | 熊本市と菊陽町との境界        | 国道443号との交点(菊陽町)            | 同上<br>(ただし、熊本空港周辺景観形成地域を除く。) |
| ㉔   | 菊陽町道菊陽空港線(通称国体道路東西線)     | 県道瀬田竜田線との交点(菊陽町)   | 国道57号との交点(菊陽町)             | 同上                           |
| ㉕   | 県道大津植木線                  | 国道325号との交点(大津町)    | 県道大津西合志線との交点(合志市)          | 同上                           |
| ㉖   | 県道大津西合志線                 | 県道大津植木線との交点(合志市)   | 合志市福原字宮ノ上1763番1地先(合志市)     | 同上                           |

#### 第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

##### 1 景観形成地域

(1) 行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

###### ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

- (ア) 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (イ) 木竹の伐採
- (ウ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (エ) 鉋物の掘採又は土石の採取
- (オ) 土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋め立て又は干拓を含む。以下同じ。)

###### イ 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

- (ア) 建築物等の撤去
- (イ) 屋外における自動販売装置の設置
- (ウ) 広告物の設置又は外観の変更

(2) 法第8条第4項第2号及び熊本県景観条例第6条第2項の規制又は措置の基準(以下「景観形成基準」という。)

景観形成地域の区域及び同区域ごとの景観形成基準については、別紙2のとおりとする。

(別紙2)

1 景観形成地域の区域

景観形成地域として、次の三つの地域を定める。

(1) 熊本空港周辺景観形成地域

ア 熊本空港周辺景観形成地域の区域は次のとおりとする。(別図2のとおり)

| 市 町 村 | 区 域                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 菊 陽 町 | 大字 辛 川 の一部<br>// 馬場楠 //<br>// 曲 手 //<br>// 戸 次 //                                                                                                                      |
| 大 津 町 | 大字 岩 坂 の一部                                                                                                                                                             |
| 益 城 町 | 大字 古 閑 の一部<br>// 福 富 //<br>// 惣 領 //<br>// 馬 水 //<br>// 安 永 //<br>// 宮 園 //<br>// 木 山 //<br>// 寺 迫 //<br>// 平 田 //<br>// 寺 中 //<br>// 田 原 //<br>// 小 谷 //<br>// 杉 堂 // |

## イ 熊本空港周辺景観形成地域の景観形成に関する基本計画

### 1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

#### (1) 熊本空港周辺の県土における景観の位置づけ

熊本空港周辺地域における景観がもつ役割は、次のとおりである。

##### ア 熊本の「顔」にあたる。

熊本空港は県のいくつかある重要な“玄関”のうち、唯一の空の“玄関”であり、ここから熊本市街地あるいは阿蘇・天草その他県内の各地と結びついている。このことから空港周辺を含む当地域の景観は県民のみならず熊本を訪れる多くの人々の目にふれ、熊本を大きく印象付けるものとなる。

##### イ 熊本のイメージを代表する景観の要素をもっている。

高遊原台地から益城台地・白水台地にかけての一带は、なだらかな地形の中で良好な畑地が広がり、更に背景となる阿蘇外輪の自然景観にとけ込み、雄大な熊本（阿蘇）の景観のイメージを代表している。

##### ウ テクノリサーチパーク等、自然と調和した地域振興を図る必要がある。

熊本県の振興策の一環として、セミコンダクタ・フォレスト構想をはじめ3つのフォレスト構想（セミコンダクタ、ものづくり、バイオ）があり、このテクノリサーチパーク周辺地域は交通の要所であることから、構想の核の一つともなる地域である。

真の地域の発展は、開発に当たって環境との調和が図られてこそ、持続性のあるものとなり、また住民福祉の向上にもつながるものと考えられる。このため、当地域の真の活性化、振興を図るためには、快適な環境の整備を図る必要がある。

#### (2) 景観形成に当たっての基本的方向

熊本空港周辺の県土における景観の位置づけを踏まえ、当地域における良好な景観形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的な考え方とする。

熊本空港及び周辺地域へのアクセス道路沿道の景観は、県下各地域からこの地を訪れる県民のみならず、観光客をはじめ熊本を訪れる多くの人々の目にふれ、熊本に対する印象を左右する。すなわち、熊本における“玄関”にあたり“顔”の一つになるものである。このことから、熊本の“玄関”にふさわしい風格のある景観形成を図る必要がある。

更に、当地域は、空港を中心とした交通の要所であり、このことは必然的に関連産業の立地を産むものである。今後もテクノリサーチパーク等への企業の進出による地域の発展が望まれる。

このため、これら産業施設等の立地が、自然と調和のとれた潤いのある地域の発展となるような景観形成を図ることが求められる。そして、祖先から受け継がれ培われてきた当地域の景観を大切にし、更に良好な景観の創造により、当地域が潤いのある環境となり、他に誇れるものとなるような景観の形成を図る必要がある。

##### ア 田園景観の保全を図る。

当地域は、阿蘇外輪のふもとの部分にあたる洪積台地であり、有明海に向か



ってなだらかに広がる畑地の景観は、熊本の田園景観の一つとして特徴付けられるものであり、熊本の景観を代表するもののひとつである。このことから、この田園景観の保全を図る。

イ 樹木の保全を図る。

当地域は、なだらかな台地の雑木林の開拓により形成された田園ゾーンであり、高遊原台地の周囲を囲む斜面や谷筋に残された樹林や畑の間に植えられた防風林などの樹林が田園に緑による縁取りをそえ、四季を通じて当地域を緑豊かな景観にしており、当地域の景観の質を高めている。このことから、これら樹木の保全を図る。

ウ 阿蘇外輪への眺望をいかす。

当地域から阿蘇の外輪へなだらかに連なることにより、雄大な阿蘇の外輪の眺望が当地域からの景観を特徴付ける重要な要素となっている。この眺望を生かすような景観の形成を図る。

エ 高い視点場からの眺望を考慮した景観の形成を図る。

当地域は、阿蘇外輪あるいは航空機といった高い視点の眺望がきくことから、このような上からの景観に十分配慮した景観形成を図る。

(3) 景観形成を図るうえでの基本方針

地域の特性を生かした景観形成を図るため、景観の事象の共通性により別図2のように当地域の景観の類型を行う。

そして、この類型ごとにおける景観形成の基本方針を次のとおりとする。

| 景観類型<br>によるゾ<br>ーニング            | 地 区<br>区 分 | 景 観 形 成 の 基 本 方 針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空<br>港<br>周<br>辺<br>ゾ<br>ー<br>ン | 共 通        | <ul style="list-style-type: none"> <li>空からの県の玄関である空港を核として、周辺にはテクノリサーチパーク、大学研究施設及びゴルフ場等といった施設が樹林と田園景観に調和が図られて立地している。更にこのゾーンは、高遊原台地の突端にあり、遠く阿蘇外輪への眺望に優れており、それが熊本を代表する景観の一つともなっている。今後この周辺においては、テクノ関連施設あるいは空港関連施設の立地が考えられるが、それら施設の永続性ある立地のためには、良好な環境形成が必要であり、それが今ある景観を生かし、新たな景観を生み出すこととなる。</li> <li>このため、このゾーンにおいては阿蘇外輪への眺望に配慮するとともに、自然と調和が図られた施設立地を促すものとする。</li> </ul> |
|                                 | A-1        | <ul style="list-style-type: none"> <li>この地区は、施設中心の地区であり、今後とも空港関連施設等の立地が考えられる。</li> <li>新たにつくられる施設については、自然と調和したものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                 | A-2        | <ul style="list-style-type: none"> <li>田園景観を基調とする中で、先端農業関連施設の立地が考えられるが、視界の広がりを壊さないような施設とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 樹<br>林<br>ゾ<br>ー<br>ン           | 共 通        | <ul style="list-style-type: none"> <li>空港周辺ゾーンを取り巻くような形で樹林ゾーンがあり、緑に包まれた空港のイメージづくりに貢献している。</li> <li>特に、高遊原台地の縁辺部の斜面に常緑樹を中心とした樹林地があり、景観を構成する重要な要素となっている。</li> <li>これら空港周辺を取り巻く樹林は近景とその先の遠景を連続的につなぐ役割をもつ。</li> <li>このことから、これら樹林においては、樹木の伐採を控えるとともに、伐採後はできるだけ速やかに植栽する等により、緑の景観の保全を図るものとする。</li> </ul>                                                                   |
|                                 | B-1        | <ul style="list-style-type: none"> <li>高遊原台地を縁取るように形成された杉、シイ、カシ等緑の濃い地区であり、熊本市あるいは大津台地（菊陽町、大津町）から、空港方面へ向けての眺望を緑豊かなものとするとともに、阿蘇外輪（遠景）に対し、中景として景観の層を構成している。</li> <li>斜面緑地として、緑の視覚効果が高い地区であり、緑の保全を図るものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
|                                 | B-2        | <ul style="list-style-type: none"> <li>樹林と畑地が混在している地区である。視覚的には樹林のウェイトが高い地区である。</li> <li>B-1と異なり、クヌギ、コナラ等落葉樹の比率の高い樹林であり、四季の変化が顕著となる地区である。</li> <li>この地区は、空港から阿蘇へ向けての眺望においてB-1と同様、緑の縁取り効果としての働きを持っている。</li> <li>畑地と樹林の調和を図りつつ、雑木林の保全を図るものとする。</li> </ul>                                                                                                              |

| 景観類型<br>によるゾ<br>ーニング  | 地 区<br>区 分 | 景 観 形 成 の 基 本 方 針                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 樹林<br>ゾ<br>ー<br>ン     | B-3        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄砂川沿いの谷部に形成された樹林地である。</li> <li>・ 田園ゾーンのC-3とC-4を景観的に区切る役割を担っており、当地域の景観のポイントともなっている。</li> <li>・ 県道熊本益城大津線（第二空港線）からの景観においてC-3（比較的集落等の市街地の見える田園ゾーン）とC-4（集落がなく建築物が点在している程度の田園ゾーン）とを仕切り、かつ、つなぐ効果をもっていることから、これら樹林の保全に努めるものとする。</li> </ul> |
| 田<br>園<br>ゾ<br>ー<br>ン | 共 通        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港周辺ゾーン並びに樹林ゾーンを取り囲み、当地域における景観の広がりをもたらすものとなっている。</li> <li>・ 農業県熊本を象徴する雄大な田園的広がりを象徴するゾーンである。</li> <li>・ ほ場整備等が行われた優良農地であり、農地とし保全に努めるものとする。</li> </ul>                                                                               |
|                       | C-1        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白川に向けて北方向に緩やかに下がっており、視界が大きく広がり、大津台地から鞍岳方面までの遠景と一体となって、当地域の景観を特徴付けている。</li> <li>・ 田園的広がりを壊さないものとする。</li> </ul>                                                                                                                      |
|                       | C-2        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高遊原台地の斜面緑地である樹林ゾーンB-1と一体となって、これら自然景観を形成している地区である。</li> <li>・ 樹林ゾーンと一体となった田園の景観の保全に努めるものとする。</li> </ul>                                                                                                                             |
|                       | C-3        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田園の広がりの方に戸島山周辺の集落、あるいは益城の集落等がこの地区の景観を構成しており、しかも熊本都市圏中心に近いことから今後、施設の立地が考えられるが、農地の保全を図りつつ、田園景観を基調とした景観形成を図るものとする。</li> </ul>                                                                                                         |
|                       | C-4        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場整備が行われた優良農地の地区であり、田園の広がりとともに、遠景とし阿蘇外輪、九州山地、中景として高遊原台地の斜面緑地が視界に入り、全体として緑あふれた多様な景観の地区となっている。</li> <li>・ 田園景観の保全に努めるとともに、遠景に配慮するものとする。</li> </ul>                                                                                   |

## 2 景観形成のための基準の策定指針に関する事項

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準については、次の観  
点に立って定めるものとする。

| 行 為                                   | 基 準 の 策 定 指 針                                                               |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 建築物等の新築、増築、<br>改築、移転若しくは撤去<br>又は外観の変更 | 建築物、工作物が田園や樹林の緑を基調とした周辺の<br>景観並びに遠景となる阿蘇外輪や肥後台地の景観と<br>の調和が図られるものとする。       |
| 木竹の伐採                                 | 木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素であるこ<br>とから、保全が図られるものとする。<br>伐採が必要な場合、植栽等による復元に努める。     |
| 屋外における物品の集<br>積又は貯蔵                   | 集積又は貯蔵された物品が周辺の自然景観になじむ<br>ような措置を講じる。                                       |
| 鉱物の掘採又は土石等<br>の採取                     | 行為後の地形並びに立地する施設が周辺の景観にな<br>じむものとする。                                         |
| 土地の区画形質の変更                            |                                                                             |
| 屋外における自動販売<br>装置の設置                   | 周辺の自然景観となじむものとするとともに装置の<br>周辺が乱雑にならないものとする。                                 |
| 広告物の設置又は外観<br>の変更                     | 過度な広告表現による不調和をなくし、周辺の自然景<br>観、田園景観との調和、更に、建築物、工作物及び他<br>の広告物との調和が保たれるものとする。 |

## 3 景観形成のための指導、助言及び勧告に関する事項

当地域は優良な農地からなる田園の広がり斜面を中心として、緑視効果の高  
い樹林が空港を緑あふれた景観にしている。更に、当地域に点在する集落は古く  
から樹木に囲まれ特色のあるものとなっている。

これらが、当地域を訪れる人々にすばらしい景観をもたらしている。このこ  
とから、当地域の生活環境を潤いあるものとし、また、このことが空港を中心とし  
た当地域の景観の形成のための指導、助言及び要請を行うに当たっては、次の観  
点に立って行うものとする。

- (1) 農地の保全に努める。
- (2) 樹林の保全に努める。
  - ・ 樹林は可能な限り伐採を行わないよう努める。
- (3) 周辺の景観との統一性に努める。
  - ・ 建築物、工作物あるいは広告物等の位置、外観等について基調となるもの  
を統一し、周辺の景観との調和を図るなかで、個性を出すものとする。

## ウ 熊本空港周辺景観形成地域内の景観形成基準

熊本空港周辺景観形成地域内の景観形成基準は、次の「熊本空港周辺景観形成  
地域における景観形成のための基準」のとおりとする。

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—1

|                                                        |                                                | 空港周辺ゾーン                                                                                               |                                                                                                                                                   | 樹林ゾーン |     |                     | 田園ゾーン |     |                          |     |  |  |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|---------------------|-------|-----|--------------------------|-----|--|--|
|                                                        |                                                | A-1                                                                                                   | A-2                                                                                                                                               | B-1   | B-2 | B-3                 | C-1   | C-2 | C-3                      | C-4 |  |  |
| 建<br>築<br>物                                            | 位<br>置                                         | (道路からの位置)                                                                                             | (1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道沿いに空間を確保するものとする。<br>・県道の道路境界から20m以上後退するように努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。         |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                | (隣接地からの位置)                                                                                            | (2) 隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。<br>・県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すように努める。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。 |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                | (配置)                                                                                                  | (3) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置などを勘案し、釣合いのとれた配置とする。<br>(4) 遠景となる阿蘇外輪あるいは肥後台地と調和のとれる位置とする。                                                              |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | 外<br>観                                         | 意匠・形態                                                                                                 | (1) 地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に配慮するものとする。<br>・この地域を取りまく樹林に調和し、阿蘇外輪への眺望を乱さないものとする。                                       |       |     | (1) 樹林との調和を図るものとする。 |       |     | (1) 田園の広がりのある景観を保つものとする。 |     |  |  |
|                                                        |                                                |                                                                                                       | (2) 屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山なみの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮するものとする。                                                                                |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                |                                                                                                       | (3) 屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。更に、上空からの景観にも配慮したものとする。                                                              |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                |                                                                                                       | (4) 壁面に設ける設備は、目立たない位置に設ける。建築物の中に取り込む、又は覆いをするなどすっきりしたものとし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。                                                              |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                |                                                                                                       | (5) 屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。                                                                           |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                |                                                                                                       | (6) 平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮するものとする。                                                                                     |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | 観                                              | 規模                                                                                                    | (1) 基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図るものとする。<br>・建ぺい率は、40%を超えないように努めるものとする。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。     |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                |                                                                                                       | (2) 高さをできるだけ抑えて、遠景との調和に配慮するものとする。<br>・特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めるものとし、その他の地域についても、この基準に配慮するものとする。                                                 |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                | 材料                                                                                                    | (1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるものとする。                                                                                                    |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                |                                                                                                       | (2) 材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮するものとする。特に、緑との調和に留意する。                                                                        |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | 色彩                                             | (1) 外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるものとする。                                                              |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
| (2) 敷地内における建築物、工作物及び広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるものとする。 |                                                |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
| (3) 隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和が図られるものとする。              |                                                |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
| (4) 季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和するものとする。                       |                                                |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
| 敷地の緑化                                                  | (1) 建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すものとする。        |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | (2) 敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めるものとする。         |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | (3) 駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるように努めるものとする。       |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | (4) 敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めるものとする。               |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | (5) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めるものとする。            |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | (6) 敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めるものとする。         |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | (7) 樹種の選定、配植については、街路樹あるいは周辺の樹木等を勘案して決定するものとする。 |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
| 工<br>作<br>物                                            | <さく・塀>                                         | (1) 道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うものとする。(できる限り生垣とするように努めるものとする。)                            |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        |                                                | (2) 高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観と調和したものとする。                                                      |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | <擁壁>                                           | (1) 使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との超垂を図るものとする。(できる限り自然のり面とし緑化を施すものとする。) |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
| <記念塔>                                                  | (1) 敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めるものとする。               |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |
|                                                        | (2) 色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるものとする。                |                                                                                                       |                                                                                                                                                   |       |     |                     |       |     |                          |     |  |  |

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—2

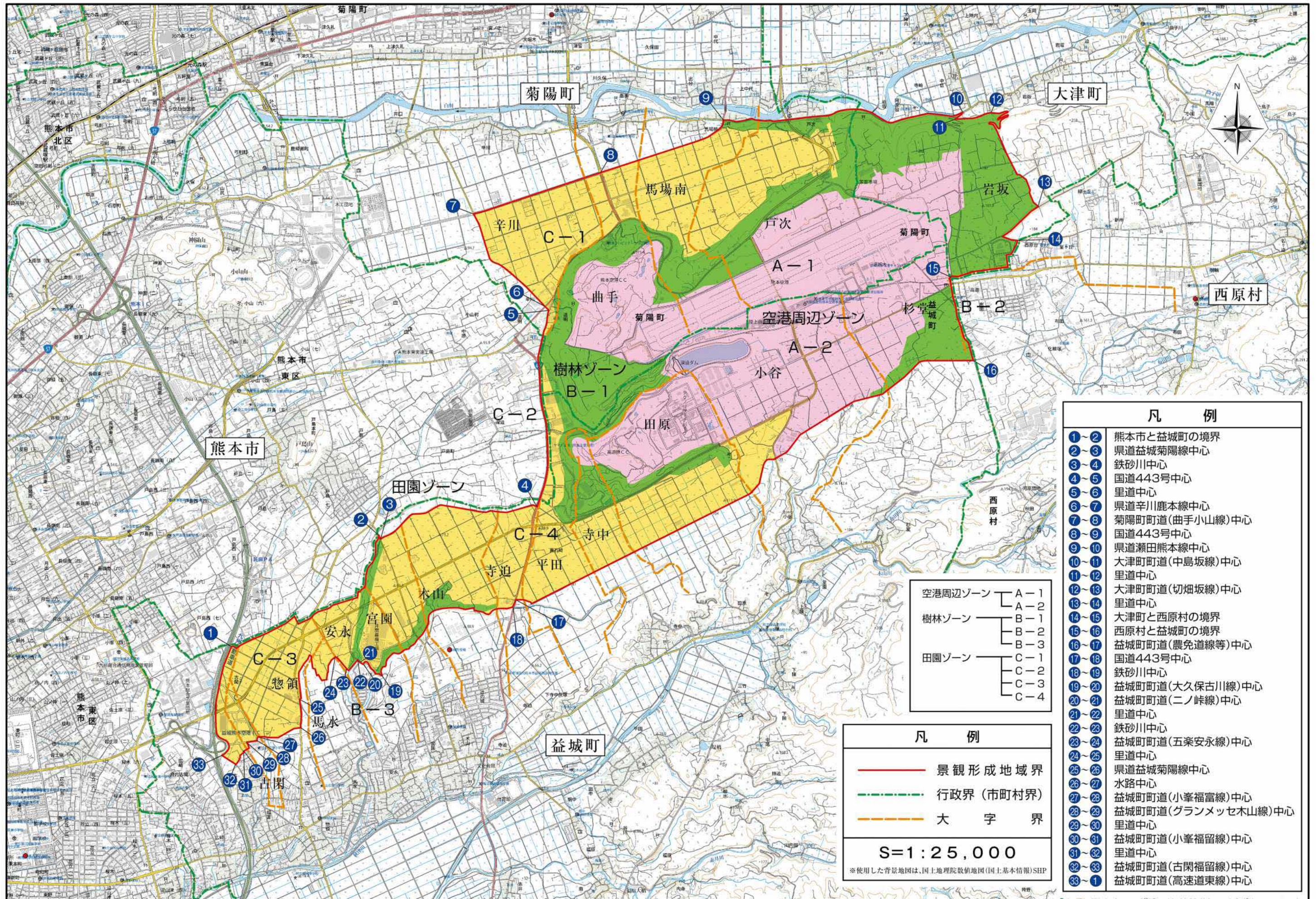
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 空港周辺ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     | 樹林ゾーン |     |     | 田園ゾーン |     |     |     |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | A-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | A-2 | B-1   | B-2 | B-3 | C-1   | C-2 | C-3 | C-4 |
| 工<br>作<br>物                     | <電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (1) ルートについては、周辺の景観に対し配慮するものとする。<br>(2) 県道沿いにはできるだけ設けないように努めるものとする。<br>(3) 電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。<br>(4) 県道の電線の横断はできるだけ避けるものとする。横断が必要な場合は、地中化に努めるものとする。<br>(5) 電柱広告はできるだけ行わないように努めるものとする。                                                                                                                                                                                       |     |       |     |     |       |     |     |     |
|                                 | <電波塔・物見塔等><br><煙突><br><高架水槽><br><鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱><br>その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (1) 道路からできるだけ後退させた位置とする。<br>(2) 色彩は周辺の景観、特に緑と調和が図れるものとする。<br>(3) 高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り簡素ですっきりしたものとし、周辺の景観に調和するものとする。<br>(4) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。<br>〇 その他 <観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設>、<アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設><br><石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設>、<自動車車庫の用に供する立体的収納施設>、<汚物、ごみ処理施設等>                                                                     |     |       |     |     |       |     |     |     |
|                                 | 太陽光発電施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。<br>(2) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。<br>(3) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。<br>(4) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものをを使用すること。<br>(5) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。<br>(6) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。 |     |       |     |     |       |     |     |     |
|                                 | 木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (1) 木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるものとする。<br>(2) 木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。<br>(3) 高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すように努めるものとする。<br>(4) 伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。<br>— 緑地効果の高い樹林であることから、努めて伐採を行わないものとする。特に道路から20mの範囲については、伐採を行わないよう努めるものとする。必要な場合は、伐採後速やかに同一樹種の植栽による復元措置に努める。 —                                                                                |     |       |     |     |       |     |     |     |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項   | (1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すように努めるものとする。<br>(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めるものとする。<br>(3) 敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配備し、修景に努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |       |     |     |       |     |     |     |
| 鉱物の掘採及び土石の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項 | (1) 周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。<br>(2) 行為中において、できるだけ周辺の景観との調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めるものとする。<br>(3) 行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるものとする。<br>(4) 鉱物の掘採及び土石の採取に直接関係のないのり面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |       |     |     |       |     |     |     |
| 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項     | (1) 極端な地形の変更が行われないように努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるものとする。<br>(2) 土地の区画形質の変更においては、大きなのり面・擁壁が生じないように努める。<br>(3) 道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるように努めるものとする。<br>(4) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるように努めるものとする。<br>(5) のり面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努め、景観の向上を図るものとする。<br>(6) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。<br>— 敷地の外周については、できるだけ保全に努め、敷地内についても修景のための緑化を行うこととする。 —<br>(7) 照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化を図るよう努めるものとする。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |     |       |     |     |       |     |     |     |

熊本空港周辺景観形成地域における景観形成のための基準—3

|                         | 空港周辺ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     | 樹林ゾーン |     |     | 田園ゾーン |     |     |     |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
|                         | A-1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | A-2 | B-1   | B-2 | B-3 | C-1   | C-2 | C-3 | C-4 |
| 屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項 | <p>(1) 道路からできるだけ後退した位置とし、その敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。</p> <p>(2) 自動販売装置が複数になる場合においては、乱雑とならないように配置するものとする。できるだけまとめて、周辺の景観に調和した材質の屋根・壁で覆い修景を図るよう努めるものとする。</p> <p>(3) 空カン、クズ等が周辺に散らばって、乱雑とならないような措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 付属する電柱、電線についても、周辺の景観の調和に配慮するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |       |     |     |       |     |     |     |
| 広告物に関する事項               | <p>(1) 色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和したものとする。</p> <p>(2) しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観に調和を乱さないように努めるものとする。</p> <p>(3) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮するものとする。</p> <p>(4) 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互について統一に努め、広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すものとする。</p> <p>(5) ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮したものとする。</p> <p>(6) 蛍光塗料は使用しないよう努めるものとする。</p> <p>(7) 屋上広告物については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、広告物の支持物が見えない構造とする。また色彩については、建築物の色調と調和するように努めるものとする。</p> <p>(8) 壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるように努めるものとする。</p> <p>(9) 突出広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一を図るよう努めるものとする。</p> <p>(10) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。</p> <p>(11) 広告塔は、その高さ、形状表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るよう努めるものとする。</p> |     |       |     |     |       |     |     |     |

# 熊本空港周辺景観形成地域（区域図）

別図2



| 凡 例   |                    |
|-------|--------------------|
| 1~2   | 熊本市と益城町の境界         |
| 2~3   | 県道益城菊陽線中心          |
| 3~4   | 鉄砂川中心              |
| 4~5   | 国道443号中心           |
| 5~6   | 里道中心               |
| 6~7   | 県道辛川鹿本線中心          |
| 7~8   | 菊陽町町道(曲手小山線)中心     |
| 8~9   | 国道443号中心           |
| 9~10  | 県道瀬田熊本線中心          |
| 10~11 | 大津町町道(中島坂線)中心      |
| 11~12 | 里道中心               |
| 12~13 | 大津町町道(切畑坂線)中心      |
| 13~14 | 里道中心               |
| 14~15 | 大津町と西原村の境界         |
| 15~16 | 西原村と益城町の境界         |
| 16~17 | 益城町町道(農免道線等)中心     |
| 17~18 | 国道443号中心           |
| 18~19 | 鉄砂川中心              |
| 19~20 | 益城町町道(大久保古川線)中心    |
| 20~21 | 益城町町道(二ノ峠線)中心      |
| 21~22 | 里道中心               |
| 22~23 | 鉄砂川中心              |
| 23~24 | 益城町町道(五楽安永線)中心     |
| 24~25 | 里道中心               |
| 25~26 | 県道益城菊陽線中心          |
| 26~27 | 水路中心               |
| 27~28 | 益城町町道(小幸福富線)中心     |
| 28~29 | 益城町町道(グランメッセ木山線)中心 |
| 29~30 | 里道中心               |
| 30~31 | 益城町町道(小幸福留線)中心     |
| 31~32 | 里道中心               |
| 32~33 | 益城町町道(古閑福留線)中心     |
| 33~1  | 益城町町道(高速道東線)中心     |

| 凡 例 |           |
|-----|-----------|
|     | 景観形成地域界   |
|     | 行政界(市町村界) |
|     | 大字界       |

S=1:25,000  
 ※使用した背景地図は、国土地理院数値地図(国土基本情報)SHP



(2) 天草景観形成地域

ア 天草景観形成地域の区域は次のとおりとする。(別図3のとおり)

| 市 町 村   | 区 域          |
|---------|--------------|
| 上 天 草 市 | 大矢野町 登 立 の全部 |
|         | // 上 //      |
|         | // 中 の一部     |
|         | // 湯 島 の全部   |
|         | // 維 和 の一部   |
|         | 松島町 合 津 の一部  |
|         | // 阿 村 //    |
|         | // 今 泉 //    |

## イ 天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画

### 1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

#### (1) 天草景観形成地域の県土における景観の位置づけ

ア 青い海と緑に包まれた、変化に富んだ海岸景観を有している。

当地域は、青く美しい海に囲まれ、松島に代表されるような多島海景観や大矢野のリアス式の入り組んだ入江景観等のように、緑豊かで変化に富んだ海岸景観を有している。

イ 豊かな自然と歴史に育まれた地域景観を有している。

人々の生活は、豊かな海に向かって開けており、情緒豊かな農漁村や漁港景観が散在しており、また、中世から綿々と続くキリシタンの歴史の流れは、数々の史跡等として残り、天草を訪れる人々にとって印象深いものとなっている。

ウ 自然景観や地域景観を生かしたリゾート景観の形成を図る必要がある。

当地域は、豊かな海と海岸線等を生かしたリゾート開発の可能性が高まっており、自然や地域景観を生かした、豊かで活力のある海洋リゾート地らしい景観の形成が求められている。

#### (2) 景観形成に当たっての基本方向

自然や地域特性と調和した、豊かで活力のある海洋リゾート地らしい景観の形成を図るため、次のことを景観形成に当たっての基本的な考え方とする。

ア 豊かな海や海岸線を生かした景観形成

豊かな海と海岸線は、当地域の大きな特徴であり、これらに十分配慮し、調和のとれた景観の形成を図る。

イ 緑と地形を生かした景観の形成

豊かな海の青と島々や丘陵等に広がる緑の織りなす色模様は、当地域の大きな魅力であり、これらの緑や地形を大事にした景観の形成を図る。

ウ 農漁村景観や歴史性を生かした景観の形成

豊かな海に開かれた天草の農漁村景観は、独特の風情を持ち、天草らしさの大きな要素となっており、キリシタンの歴史的な資産とともに、これらを生かした景観形成を図る。

エ 道路や会場からの眺望に配慮した景観の形成

海岸線に沿って走る主要幹線道路、フェリーや各種船舶等の海上からの眺望は、当地域の景観を印象付けるものであり、これらの眺望に配慮した景観の形成を図る。

#### (3) 景観形成を図る上での基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、別図3のとおり、上天草市大矢野町の全部、上天草市松島町の一部にまたがる地域を「大矢野島周辺景観形成ゾーン」、国道266号線及び国道324号線の沿線を「沿道景観形成ゾーン」とし、それぞれ2ゾーンに分けて、次のような基本方針の下に計画的に景観形成を図っていくこととする。

なお「沿道景観形成ゾーン」については、その路線の施設の集積や今後の立地可能性等から2つの地区に区分して計画することとする。

| ゾーニング         | 地区区分 | 景観形成の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大矢野島周辺景観形成ゾーン |      | <p>このゾーンは、大矢野島を中心として天草上島の一部からなる、多くの島や入江等の変化に富んだ海岸線を有する地域であり、これらの海岸線を生かした海水浴場や各種観光レクリエーション施設が立地しており、今後更に集積が高まっていくゾーンである。</p> <p>このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落における住宅については、基調となる建築様式や材料に配慮したものとし、統一感のある集落景観づくりに努める。</li> <li>・ ホテル、ペンション等の観光施設等については、周囲の自然や地域景観との調和を図るとともに、十分なゆとりの空間を確保し、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然が豊かでゆとりのある施設景観づくりに努めるものとする。</li> <li>・ 別荘分譲等に伴う開発に当たっては、できる限りゆとりの空間を確保するとともに、海岸線や緑地の保全・創造に努め、のり面や擁壁については緑化を図り、自然と調和した景観づくりに努めるものとする。</li> <li>・ 海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。</li> </ul> |

| ゾーニング     | 地区区分 | 景観形成の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沿道景観形成ゾーン | A-1  | <p>この地区は、天草地域の主要動線である国道 266 号、国道 324 号等の沿線のうち、集落、田園、自然景観地域を貫く沿道地域であり、極めて重要な視点場として天草を印象付ける地区である。</p> <p>このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落地については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めるものとする。</li> <li>・ 沿道サービス施設等については、周囲の集落の基調に配慮した意匠・形態とするとともに、看板等も建築と一体感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めるものとする。</li> <li>・ 広告・看板等については、海への眺望に配慮し、できる限り山側に設置するとともに、意匠・形態についても十分配慮し、周囲の景観に十分なじんだものとなるよう努めるものとする。</li> <li>・ 海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。</li> <li>・ 道路沿いについては、草花や花木による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成に努めるものとする。</li> </ul> |
|           | A-2  | <p>この地区は、天草地域の主要動線である国道 266 号、国道 324 号等の沿線のうち、地域・沿道の商業サービス施設の集積の高い地域であり、地域住民や観光客にとっても顔となる重要な地区である。</p> <p>このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物は、可能な限り道路から後退した位置とし、ゆとりの空間を確保して緑化に努め、ゆとりと潤いに満ちた景観形成に努めるものとする。</li> <li>・ 建築物の意匠、形態はできる限り落ち着いたものとするとともに、看板等も一体的な意匠・形態とし、落ち着いた市街地、沿道景観形成に努めるものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |

2 景観形成のための基準の策定指針並びに指導、助言及び勧告に関する事項  
 天草景観形成地域における景観形成のための基準及び指導等については、次の観点にたって定め、適用するものとする。

| 行為                          | 施設           | 基準の策定指針及び指導等の観点                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物等の新築、増築、移転、若しくは撤去又は外観の変更 | 共通           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退し、建ぺい率を抑え、ゆとりの空間を確保するとともに、海への眺望や海上からの眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。</li> <li>・意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。</li> <li>・敷地内については、できる限り質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景にいかすように配慮する。</li> </ul>                                     |
|                             | 一般住宅         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅は、意匠、形態及び素材、色彩等について周辺集落の基調となる建築様式と合わせ、統一感のある集落景観となるように努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
|                             | 観光・宿泊施設      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等は、道路境界からできるだけ後退し、緑地を確保する等、ゆとりのある施設景観づくりに配慮する。</li> <li>・建築物等の意匠、形態等は、周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
|                             | ペンション、別荘等の建築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物は、建ぺい率をできるだけ抑えて、緑地等のゆとりの空間の確保に努める。</li> <li>・建築物の意匠、形態及び素材、色彩等は統一性に十分配慮する。</li> </ul>                                                                                                                                                                        |
|                             | 商業・サービス施設    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地における商業、サービス施設は、道路からできるだけ後退し、緑地を確保する等、ゆとりのある施設景観となるように努める。また、その意匠、形態等は、落ち着いたものとなるように努める。</li> <li>・集落周辺の商業、サービス施設は、道路からできるだけ後退し、緑地等のゆとりの空間の確保に努める。また、その意匠、形態、材料等は、周辺集落の建築様式に配慮したものとし、統一感のある沿道景観形成に努める。</li> <li>・付帯施設や広告物については、建築物と一体とした意匠、形態等とする。</li> </ul> |
|                             | 独立工作物        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠、形態及び材料、色彩等は特に周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。</li> <li>・材料については、できる限り自然素材の活用に努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |

| 行為              | 施設 | 基準の策定指針及び指導等の観点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木竹の伐採           |    | ・木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素の一つであることから、保全及び育成を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵 |    | ・屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置、形態とするとともに、緑化等により遮へい、修景等の措置を講じる。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 鉱物の掘採、土石等の採取    |    | ・掘採等の方法は、できるだけ主要な視点場から眺望に配慮したものとするとともに、遮へい、修景に努め、完了後は緑化・復元に努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 土地の区画形質の変更      |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁がなるべく発生しないように努める。やむを得ず発生するのり面、擁壁はできるだけ緑化に努める。</li> <li>・海岸部においては、極力自然の海岸を生かすように努め、護岸等はできるだけ自然素材の活用に努める。</li> <li>・既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努める。とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努める。</li> <li>・宅地開発等は、ゆとりと安らぎのある施設立地を図るため、区画割りはできるだけ大きくなるよう配慮する。</li> </ul> |
| 屋外における自動販売機の設置  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、海岸沿いについてはできるだけ海側を避け、海への眺望に配慮する。</li> <li>・覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとするとともに、周囲の緑化に努める。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 広告物の設置又は外観の変更   |    | ・広告物の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、意匠、形態、規模、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとす。                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### ウ 天草景観形成地域内の景観形成基準

天草景観形成地域内の景観形成基準は、次の「天草景観形成地域における景観形成のための基準」のとおりとする。

天草景観形成地域における景観形成のための基準—1

|                       |        | 大矢野島周辺景観形成ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                     | 沿道景観形成ゾーン                                                                                                                                               |                                                      |
|-----------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
|                       |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                     | A-1                                                                                                                                                     | A-2                                                  |
| *<br>建<br>築<br>物<br>等 | 位      | 道路からの位置                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するものとする。<br>・観光、宿泊施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。                                                                                                                         | ・商業、サービス施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。                                                                                                                  | —                                                    |
|                       |        | 隣接地からの位置                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (1) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。                                                                                                                                    |                                                                                                                                                         |                                                      |
|                       |        | 置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 配置                                                                                                                                                                                                                  | (1) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりと釣合いのとれた配置とする。<br>(2) 周囲の基調となる景観と調和のとれた配置とする。<br>・観光、宿泊施設は、特に自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある施設配置になるように努めるものとする。 |                                                      |
|                       | 意匠・形態  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (1) 周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。特に、一般住宅は、周辺集落の建築様式と合わせ、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。<br>・観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとなるように努めるものとする。                                                               | ・商業、サービス施設は、周辺集落の建築様式と基調をそろえ、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。                                                                                                     | ・商業、サービス施設は、できるだけ落ち着いた意匠、形態とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。 |
|                       | 外      | 規模                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (2) 屋根は、こう配のある屋根とするように努めるものとする。但し、周囲の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りではない。                                                                                                                                             |                                                                                                                                                         |                                                      |
|                       |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (3) 空調及び給排水等の設備は建築物の中に取り込むか、または覆いをする等、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。                                                                                                                                             |                                                                                                                                                         |                                                      |
|                       |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (4) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周囲の景観との調和に配慮するものとする。やむをえない場合は、ルーバー等で覆い、目立たない位置に設けるように努めるものとする。                                                                                                                        |                                                                                                                                                         |                                                      |
|                       | 規模     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | (1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保を図るものとする。<br>・観光、宿泊施設の建ぺい率は、40%を超えないものとする。                                                                                                                            | ・商業、サービス施設の建ぺい率は、60%を超えないものとする。                                                                                                                         | ・商業、サービス施設の建ぺい率は、80%を超えないものとする。                      |
|                       | 物<br>観 | 材料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われる素材とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するように努めるものとする。                                                                                                 |                                                                                                                                                         | ・商業、サービス施設は、周辺集落と調和するよう配慮し、沿道景観の統一感の形成に努めるものとする。     |
|                       |        | 色彩                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (1) 外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、町並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。<br>・観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。<br>・一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。                                   |                                                                                                                                                         | ・一般住宅の外観、屋根の色彩はできるだけ明度、彩度とも低いものを用いるものとする。            |
|                       |        | 広告物に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | (1) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。<br>(2) 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。<br>(3) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。                                                                                  |                                                                                                                                                         |                                                      |
|                       | 敷地の緑化  | (1) 敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。<br>・観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。<br>※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるように緑化するものとする。<br>※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化を行うものとする。<br>※敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。<br>※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化を行うものとする。<br>(2) 樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するものとする。 | ・商業、サービス施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。<br>※建築物と調和し、周辺の景観との一体感がでるような緑化をするものとする。<br>※敷地内の擁壁やのり面の構造物は、低木、ツタ等による修景、緑化を行うものとする。<br>※大規模な駐車場は、樹木等による緑化を図るものとする。<br>・一般住宅及び商業施設の敷地と道路との接する部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。 |                                                                                                                                                         |                                                      |

\*建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）

天草景観形成地域における景観形成のための基準—2

|                                  |                                                              | 大矢野島周辺景観形成ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 沿道景観形成ゾーン |                                                          |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------|
|                                  |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | A-1       | A-2                                                      |
| 独<br>立<br>工<br>作<br>物            | <さく、塀、擁壁>                                                    | (1) 高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。<br>(2) 道路側に設けるさく、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。<br>(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。<br>・特に、集落内にある場合は、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。<br>(4) 海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。                                                                                                                                      |           | (3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。 |
|                                  | <記念塔、電波塔、物見塔><br><煙突>、<高架水槽><br><鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱> | (1) 位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。<br>(2) 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。<br>(3) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |           |                                                          |
|                                  | <電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>                               | (1) 電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとする。<br>(2) 電線敷はできる限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。<br>(3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。<br>(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。<br>(5) 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。                                                                                                                                                            |           |                                                          |
|                                  | <太陽光発電施設>                                                    | (1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。<br>(2) 海岸線には設置しないように努めるものとする。<br>(3) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。<br>(4) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。<br>(5) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。<br>(6) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。<br>(7) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。 |           |                                                          |
| 木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項               |                                                              | (1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。<br>(2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。<br>(3) 樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。<br>(4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                   |           |                                                          |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項    |                                                              | (1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。<br>(2) 敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |                                                          |
| 鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項 |                                                              | (1) 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。<br>(2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。<br>(3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |                                                          |



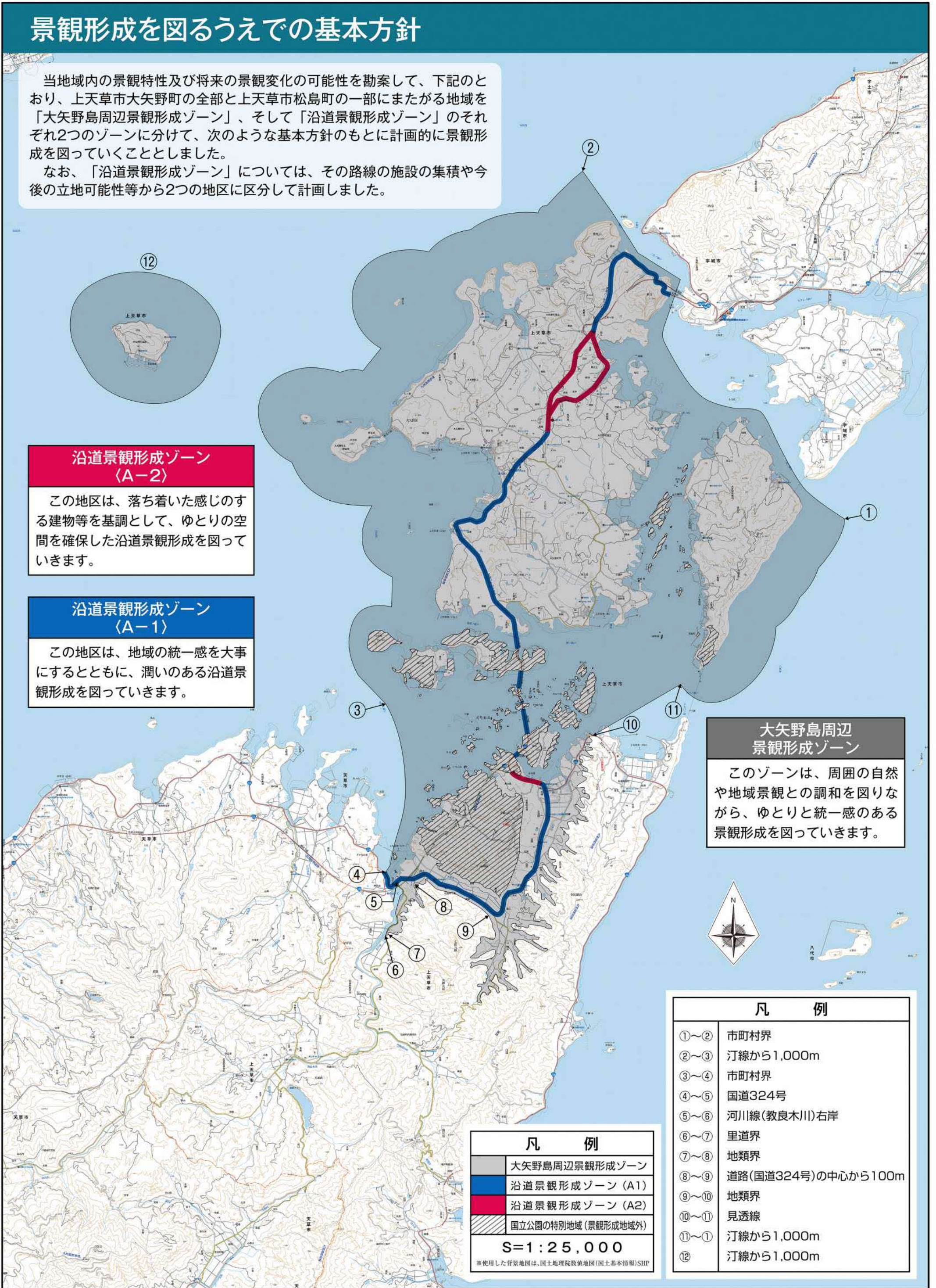
天草景観形成地域における景観形成のための基準—3

|                                                        | 大矢野島周辺景観形成ゾーン                                                                                                                    | 沿道景観形成ゾーン |                                          |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------|
|                                                        |                                                                                                                                  | A-1       | A-2                                      |
| 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び<br>緑化に関する事項                        | (1) 土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景観となじむように配慮するものとする。                                                                          |           |                                          |
|                                                        | (2) 既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生したのり面に対しては、緑化を図るとともに、やむを得ず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。 |           |                                          |
|                                                        | (3) 海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。                                       |           |                                          |
|                                                        | (4) 土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。                                                                         |           |                                          |
|                                                        | ・宅地開発等に当たっては、道路側 5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。                                                                                         | —         | —                                        |
|                                                        | (5) 敷地は自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。                                                                                           |           |                                          |
|                                                        | (6) 区画形質変更の対象区域の 25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。<br>ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。                                        | —         | —                                        |
| (7) 宅地開発等を目的とした区画形質の変更は平均区画割り面積をできるだけ大きくするように務めるものとする。 | —                                                                                                                                | —         |                                          |
| 屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項                                | (1) 自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。                                                                   |           |                                          |
|                                                        | (2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。                                                                                       | —         | —                                        |
| 広告物に関する事項                                              | (1) 位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。                                                                                               |           |                                          |
|                                                        | (2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。                                                                                       |           |                                          |
|                                                        | (3) 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。                                                                               |           |                                          |
|                                                        | (4) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。                                                                         |           |                                          |
|                                                        | (5) 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。                                                                                                     |           |                                          |
|                                                        | ・周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。                                                                                                   |           | ・周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。 |

## 景観形成を図るうえでの基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案して、下記のとおり、上天草市大矢野町の全部と上天草市松島町の一部にまたがる地域を「大矢野島周辺景観形成ゾーン」、そして「沿道景観形成ゾーン」のそれぞれ2つのゾーンに分けて、次のような基本方針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととしました。

なお、「沿道景観形成ゾーン」については、その路線の施設の集積や今後の立地可能性等から2つの地区に区分して計画しました。



**沿道景観形成ゾーン (A-2)**

この地区は、落ち着いた感じのする建物等を基調として、ゆとりの空間を確保した沿道景観形成を図っていきます。

**沿道景観形成ゾーン (A-1)**

この地区は、地域の統一感を大事にするとともに、潤いのある沿道景観形成を図っていきます。

**大矢野島周辺景観形成ゾーン**

このゾーンは、周囲の自然や地域景観との調和を図りながら、ゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。

| 凡 例 |                     |
|-----|---------------------|
| ①～② | 市町村界                |
| ②～③ | 汀線から1,000m          |
| ③～④ | 市町村界                |
| ④～⑤ | 国道324号              |
| ⑤～⑥ | 河川線(教良木川)右岸         |
| ⑥～⑦ | 里道界                 |
| ⑦～⑧ | 地類界                 |
| ⑧～⑨ | 道路(国道324号)の中心から100m |
| ⑨～⑩ | 地類界                 |
| ⑩～⑪ | 見透線                 |
| ⑪～① | 汀線から1,000m          |
| ⑫   | 汀線から1,000m          |

| 凡 例                             |                    |
|---------------------------------|--------------------|
|                                 | 大矢野島周辺景観形成ゾーン      |
|                                 | 沿道景観形成ゾーン (A1)     |
|                                 | 沿道景観形成ゾーン (A2)     |
|                                 | 国立公園の特別地域(景観形成地域外) |
| S=1:25,000                      |                    |
| ※使用した背景地図は、国土地理院数値地図(国土基本情報)SHP |                    |

(3) 水俣・芦北景観形成地域

ア 水俣・芦北景観形成地域の区域は次のとおりとする。(別図4のとおり)

| 市 町 村   | 区 域                                                                  |                                                                                                |                                                                               |
|---------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 水 俣 市   | 大字<br>//<br>//                                                       | 大 迫<br>浜<br>白浜町<br>桜ヶ丘<br>祇園町<br>梅戸町<br>明神町<br>汐見町<br>月 浦<br>袋<br>湯 出                          | の一部<br>//<br>の一部<br>の一部<br>の一部<br>の一部<br>の一部<br>の一部<br>の一部<br>//<br>//        |
| 芦 北 町   | 大字<br>//<br>//<br>//<br>//<br>//<br>//<br>//<br>//<br>//<br>//<br>// | 井牟田<br>波多島<br>田 浦<br>田浦町<br>小田浦<br>海 浦<br>鶴木山<br>計 石<br>白 岩<br>花 岡<br>芦 北<br>佐 敷<br>湯 浦<br>女 島 | の全部<br>//<br>の一部<br>//<br>//<br>//<br>の全部<br>//<br>//<br>//<br>//<br>//<br>// |
| 津 奈 木 町 | 大字<br>//<br>//                                                       | 岩 城<br>福 浜<br>小津奈木                                                                             | の一部<br>//<br>//                                                               |

## イ 水俣・芦北景観形成地域の景観形成に関する基本計画

### 1 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項

#### (1) 水俣・芦北景観形成地域の県土における景観の位置づけ

##### ア 変化と起伏に富んだ美しい自然風景

当地域においては、九州山地から連なる標高 200～400mの山地が海岸線近くまで迫り、湾曲した海岸線が幾重にも折り重なる典型的なリアス式海岸を構成している。斜面地の緑と不知火海の清く澄んだ青が織りなす変化と起伏に富んだ景観は、芦北七浦と呼ばれ、詩情をかき立てる美しい自然景観として、万葉の時代から多くの人々を魅了している。

##### イ 地場産業がもたらす特徴的な生活風景

当地域においては、波静かな不知火海の特徴を利用した伝統漁法であるうたせ網漁や、リアス式海岸の急峻な斜面地を利用した段々畑の甘夏ミカン・デコポン等の栽培など、地域の気候風土や地形を巧みに利用した地場産業が今も息づき、地域の人々の心象風景となっているほか、熊本を代表する風物詩として広く県民に親しまれている。

##### ウ 質の高い健全な観光・レクリエーション景観の形成

当地域においては、余暇時間の増大や国民意識の変化に対応して、地域の共通基盤である美しい海を守り育て、活用することを統一テーマとした、芦北七浦パークコースとの整備が進められ、道路や海水浴場、散歩道、公園、遊戯施設、宿泊施設、社会教育施設等の整備が進行・完了しており、周辺の自然環境と調和した質の高い健全な観光・レクリエーション拠点としての景観形成が強く期待されている。

#### (2) 景観形成に当たっての基本的方向

当地域の景観形成に当たっては、変化と起伏に富んだ自然や、それを巧みに利用してきた生活の風景を守りながら、質の高い健全な観光レクリエーション拠点としての景観形成を図るため、次の内容に留意した取組を行っていく。

##### ア パークコーストとして共通のイメージを喚起させる景観づくり

当地域においては、湯の児、湯の鶴温泉など古くからの温泉保養地が見られるほか、恵まれた自然環境を生かした公共主体による海浜、シーサイドロード等の整備を始め、観光・レクリエーション施設、社会教育施設などの整備が進められており、こうした動きに連動した民間による開発が予想される。

今後は、これら個々の施設が周辺環境に調和したデザインを心がけるとともに、魅力ある施設のネットワークによって地域全体としての共通のイメージを喚起させるよう、広域的な視点に立った景観形成を進めていく。

##### イ 変化に富んだ自然の彩りが鮮やかに感じられる景観づくり

当地域においては、不知火海やリアス式海岸の美しい自然景観が展開されており、芦北七浦パークコーストの整備目標においても、美しい海を守り育てながら活用していく方向が示されている。

穏やかな色調を基本とし、四季折々にダイナミックな変化を見せる自然の色彩は、地域を訪れる人々を魅了し、地域における景観の基調をなしている。

今後は、こうした豊かな自然の色彩を生かし、それらがより美しく映えるよう、建築物や工作物等の景観誘導を図る必要がある。

#### ウ 地域固有の生活風景を守り、育てる景観づくり

当地域においては、芦北七浦と呼ばれる複雑な自然地形に寄り添うようにして形成された漁村集落を始め、段々畑の甘夏ミカン園、長年の農作業によって築かれた棚田など、地域の自然を生かし、険しい地形を克服しながら築かれてきた、美しく力強い生活風景が数多く残されている。

今後とも、こうした地域固有の生活風景を保全し、広域交通網の整備等に伴う新しい観光・レクリエーション開発の中でも生かしていくことができるよう景観形成を図る必要がある。

#### エ 身近な歴史資源を守り、生かしていく景観づくり

当地域においては、景行天皇にまつわる伝説や地名が数多く伝えられ、また、旧薩摩街道沿いには歴史的街なみや城跡、石橋などが点在している。それらは地域の身近な歴史資源として多くの人々に親しまれているばかりでなく、地域の人々の努力によって今日に至るまで守り受け継がれてきた。

今後は、こうした歴史的蓄積を保全し、新しい地域づくりの中に生かしていくことができるよう景観形成を図る必要がある。

#### オ 地域の美しい自然と調和した環境共生の景観づくり

当地域においては、公害病の原点ともいわれる水俣病が発生し、これまで地域社会に暗い影を落としてきた。

一方、近年においては、その教訓を生かした環境創造のまちづくりが進められており、環境と人の営みとの共存関係の中に成り立つ景観の在り方が問われている。

このため特に当地域においては、美しいありのままの自然と、そこに加えられる様々な人工的構築物が調和した環境共生の視点に立った景観形成を図ることが必要である。

### (3) 景観形成を図るうえでの基本方針

本地域の景観形成に当たっては、

ア 不知火海の美しい海とリアス式海岸の深い緑を基調に良好な景観形成を図っていく必要があるゾーンを〔海岸景観形成ゾーン〕

イ 民間による様々なレベルの開発が予想され、それらの誘導を図っていく必要がある国道3号沿道のうち、地域への導入として重要な位置にある区間を〔沿道景観形成ゾーン〕

ウ 芦北海岸県立自然公園の区域には含まれないものの、特徴的な景観を有し、それらを生かした景観形成を図っていく必要がある区域を〔特別誘導区域〕

として区分し、計画的な景観形成を図っていくものとする。

ア〔海岸景観形成ゾーン〕

・リアス式海岸の自然海岸、漁村集落、港湾・工場等の都市的海岸

イ〔沿道景観形成ゾーン〕

・国道3号沿道

ウ〔特別誘導区域〕

- ・温泉街（湯の児地区、湯の鶴地区）、歴史的街なみ（佐敷地区）、観光施設等の集積（重盤岩周辺地区）

| ゾーニング     | 地区区分 | 景観形成の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 海岸景観形成ゾーン |      | <p>海岸景観形成ゾーンは、典型的なリアス式海岸によって作り出される天然の良港と九州山地から続く険しい斜面地の緑が出合う、県内でも例を見ない変化に富んだ自然景観を有している。</p> <p>また、リアス式海岸の入り江には古くからの漁村集落が築かれ、急な斜面地を利用した柑橘類の段々畑など、地域の基調をなす自然と人々の営みとの共存の姿を現す、地域固有の豊かな景観が形成されている。</p> <p>一方、本ゾーンにおいては、既に大規模な観光・レクリエーション拠点が整備され、更に地域の共通基盤である美しい海を守り育て、活用することを統一テーマとした、芦北七浦パークコースト構想によるシーサイドロードや海岸環境、社会教育施設等の整備や市町による観光開発等が進行しており、これらの基盤整備により民間の開発も促進されることが予想される。</p> <p>このため、地域に継承されてきた自然との共存の姿勢を今後も持続し、共通基盤である不知火海への眺望や自然な海岸線、起伏に富んだ岬の緑などを保全しながら、質の高い健全な観光・レクリエーション拠点としての景観形成を図るものとする。</p> <p>更に、水俣湾埋立地においては、環境復元に基づく新たな環境づくりが進められていることから、豊かな自然に恵まれ、将来への可能性を秘めた新しい水俣のイメージづくりに寄与する景観形成を図るものとする。</p> |
| 沿道景観形成ゾーン |      | <p>沿道景観形成ゾーンとして指定する国道3号は、本地域の骨格軸であり、域内交通はもとより、熊本・鹿児島方面との広域交通の主要動線となっている。</p> <p>指定区間には、比較的良好な自然・田園景観が残されており、地域への玄関口として地域を印象づけるとともに、海岸景観形成ゾーンへの導入として重要な路線となっている。</p> <p>このように国道3号は、地域住民と地域外からの来訪者・通過者双方にとって重要な動線であり、それらの人々の出会いの場としても位置付けられる。</p> <p>このため、地域に受け継がれてきた自然・田園景観を継承するとともに、来訪者を温かく分かりやすく迎え、誘導する、玄関口にふさわしい沿道景観の形成を図るものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| ゾーニング  | 地区区分    | 景観形成の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別誘導地区 | 湯の児地区   | <p>湯の児地区は、古くから温泉街として歴史的な風情を残す温泉旅館が集積しているほか、フィッシングパーク、人工海浜、桜並木などの観光基盤施設も整備されている。また、民間によって地場産品を生かしたスペイン風の観光施設が整備されるなど、特色のある観光開発の動きも見られる。</p> <p>このように多様なイメージをもった多くの観光資源が集積している湯の児地区は、水俣・芦北観光の中核に位置付けられることから、地域を代表する質の高い健全な観光・レクリエーション拠点としての景観形成を図るものとする。</p>                                                                                                                    |
|        | 湯の鶴地区   | <p>湯の鶴地区においては、古くから湯出川沿いの山間地に温泉旅館が集積し、川や山の自然に抱かれた独特の温泉街を形成しており、〔海の湯の児温泉〕とともに、〔山の湯の鶴温泉〕として県内外の人々に親しまれてきた。</p> <p>周辺には、湯の鶴七滝などの豊かな景勝地が位置し、地区内には、保健センターや全天候型ゲートボール場、広場、遊歩道なども整備されている。</p> <p>また、周辺の急傾斜地には、長年の営みの中で維持・管理されてきた美しく力強い、自然石積みの棚田が広がっており、今後はこれらを生かし、湯の鶴温泉とも連動した、地区全体の活力を引き出していけるような観光農業としての利用が模索されている。今後も、個々の資源の魅力を引き出し、それらを連動させることによって、地域全体として魅力のある景観を形成していくものとする。</p> |
|        | 佐敷地区    | <p>佐敷地区においては、佐敷城跡の石垣復元事業や地名サインの設置、商店街における歴史的雰囲気合わせた店舗修景やのれんの統一など、旧薩摩街道の宿場町としての歴史的資源を生かしたまちづくりが、官民双方の手によって積極的に進められている。</p> <p>このため、地域の歴史的資源を保全・活用し、それらと視覚的な連続性をもった街なみ景観を創出していくことを基本に景観形成を図るものとする。</p>                                                                                                                                                                          |
|        | 重盤岩周辺地区 | <p>重盤岩周辺地区においては、重盤岩や重盤岩眼鏡橋が地域の自然や歴史・文化などを象徴していることから、周辺に立地する温泉街や物産館、文化センター、美術館はもとより、今後建設される建築物についても、重盤岩や重盤岩眼鏡橋などとの調和に配慮し、地域の自然的・歴史的な文脈を継承していく必要がある。このため、重盤岩周辺地区においては、重盤岩や重盤岩眼鏡橋が美しく映えるような景観形成を目指すものとする。</p>                                                                                                                                                                    |



2 景観形成のための基準の策定指針並びに指導、助言及び勧告に関する事項  
 本地域における景観形成のための基準及び指導等については、次の観点に立って定め、通用するものとする。

| 行 為                           | 基 準 の 策 定 指 針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退し、ゆとりの空間を確保するとともに、不知火海の眺望を始め、地域の基調となる自然や歴史的な文脈を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。</li> <li>・ 意匠、形態、材料、色彩等については、地域の基調となる景観を守り、生かすことができるように配慮する。</li> <li>・ 特に色彩については、景観形成の即効性、実効性が高いことから、各ゾーン、区域の特性に応じた、きめの細かい誘導を行う。</li> <li>・ 敷地内については、地域性豊かな質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景に生かすよう配慮する。</li> </ul> |
| 独立工作物                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物は、規模、意匠、形態、材料、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮する。</li> <li>・ 擁壁等は自然素材や落ちついた質感の素材を用い、周辺の自然景観に配慮するとともに、既存の自然石積みの棚田や護岸等は、できるだけ保全するように努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 木竹の伐採                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木竹の伐採は最小限とし、やむを得ず伐採する場合は地域性豊かな樹種による補植に努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置、形態とするとともに、地域性を加味した緑化等によって遮へい、修景等を行うように努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 鉱物の掘採又は土石等の採取                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採掘に当たっては、できるだけ周辺から見えないような方法を取り、採掘中及び採掘終了後は、地域性豊かな植栽等によって遮へい、復元に努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                       |

| 行 為             | 基 準 の 策 定 指 針                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地の区画形質の変更      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形形状を生かした造成を行い、なるべくのり面や擁壁が発生しないように努める。やむを得ず発生するのり面や擁壁は、地域性を加味した緑化等によって修景等の措置を講じる。</li> <li>・既存の良好な樹木や樹林については、修景に生かすとともに、地域性豊かな樹種による緑化に努める。</li> <li>・海岸部においては、極力自然の海岸線を生かすように努める。</li> <li>・自然素材の活用に努め、既存の自然石積みの護岸や棚田等については、できるだけ保全、活用する。</li> </ul> |
| 屋外における自動販売装置の設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の位置は、道路からできる限り後退し、海岸沿いについては海側への設置を避け、不知火海の眺望に配慮する。</li> <li>・自動販売機の意匠や色彩等については地域の基調となる景観を十分意識したものとする。</li> </ul>                                                                                                                                   |
| 広告物の設置又は外観の変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の位置は、道路からできる限り後退し、意匠、形態、規模、材料、色彩等については地域の基調となる景観を十分意識したものとする。</li> <li>・広告物の掲出数を極力抑え、簡易広告物等はできるだけ掲出しないように努める。</li> </ul>                                                                                                                             |

#### ウ 水俣・芦北景観形成地域内の景観形成基準

水俣・芦北景観形成地域内の景観形成基準は、次の「水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準」のとおりとする。

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－1

|       |            | 海岸景観形成ゾーン                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 沿岸景観形成ゾーン                              | 特別誘導区域                                                                                        |                                                                                                       |                                                        |                                                                  |                                                        |
|-------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|       |            |                                                                                                                                                      | 漁村集落                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                        | 湯の児地区                                                                                         | 湯の鶴地区                                                                                                 | 佐敷地区                                                   | 重盤岩周辺地区                                                          |                                                        |
| 位     | 道路隣接地からの位置 | (1) 道路(隣接地)からできるだけ後退し(離し)、ゆとりの空間を確保する。                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (1) 道路(隣接地)からできるだけ後退し(離し)、ゆとりの空間を確保する。 | (1) 隣接する建築物の壁面線に、できるだけそろえるようにする。                                                              |                                                                                                       |                                                        | (1) 道路(隣接地)からできるだけ後退し(離し)、ゆとりの空間を確保する。                           |                                                        |
|       | 配置         | (1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。<br>(2) 岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | (1) 海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。     | (1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。                                                              | (1) 岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。                                                 | —                                                      | (1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。                                 |                                                        |
| 建     | 意匠・形態      |                                                                                                                                                      | (1) 周囲の自然景観との調和を図るとともに、主要な視点場からの眺望景観に配慮する。<br>(2) 屋根は、2方向以上のこ配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、パラペット、塔屋のデザインに十分配慮するとともに、庇や軒を設けるなどして自然景観に溶け込むように配慮する。<br>(3) 塔屋は、建物本体と一体感のあるデザインとし、建物から突出しないように配慮するとともに、周辺の街なみに調和するように努める。<br>(4) 屋上に備える空調設備、給水設備等は、覆いをし、建物と同色の着色を施すなど、周辺から見た時の景観に配慮する。屋上以外に設置する空調設備や屋外階段等の設備は、道路から見えない場所に設置したり、建物本体と一体感のある材料や色彩を用いるなどして、周辺の景観に調和するように努める。 |                                        |                                                                                               |                                                                                                       |                                                        |                                                                  |                                                        |
|       | —          |                                                                                                                                                      | (5) 各集落で多く用いられている建築様式とあわせ、まとまりのある集落景観の形成に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | —                                      | (5) 旅館街としての連続性に配慮した外観となるように努める。                                                               | —                                                                                                     | (5) 歴史的街なみとの調和を図り、まとまりのある街なみ景観の形成に配慮する。                | —                                                                |                                                        |
| 物     | 規模         |                                                                                                                                                      | (1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内にゆとりの空間を確保する。<br>(2) 大規模な建築物は、できるだけ低層とし、配置の工夫や建物の分節化などによって、建物のボリューム感を低減するように努める。<br>(3) 高さは、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しないように努める。                                                                                                                                                                                             |                                        |                                                                                               |                                                                                                       |                                                        |                                                                  |                                                        |
|       | —          |                                                                                                                                                      | (3) 高さはできるだけ周囲の建築物等とそろえ、旅館街としての連続性を確保するように努める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                        |                                                                                               |                                                                                                       | —                                                      |                                                                  |                                                        |
| 等     | 材料         |                                                                                                                                                      | (1) 潮風等による腐食等を十分考慮し、耐久性に優れ、退色、剥離などが発生しにくい材料を用いる。<br>(2) 質感豊かな材料を用い、表情のある街なみの形成に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                        |                                                                                               |                                                                                                       |                                                        |                                                                  |                                                        |
|       | —          |                                                                                                                                                      | (3) 各集落で多く用いられている建築材料と違和感のない材料を用いる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | —                                      | —                                                                                             | —                                                                                                     | (3) 歴史的建築物で用いられている材料と違和感のない材料を用いる。                     | —                                                                |                                                        |
| 観     | 色彩         | 外壁(基調色)                                                                                                                                              | (1) 周囲の自然景観と対比的な、以下の色調を使用することを避ける。〔忌避色〕<br>・鮮明色<br>・明清色及び暗清色(YR(黄赤)系及びY(黄)系の色相を除く。)<br>(2) 使用可能色の内、得に以下の色調を推奨する。〔推薦色〕<br>・白、明灰色、明穏色、中穏色<br>・暗清色(木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ)                                                                                                                                                                                       |                                        | (1)〔忌避色〕<br>・鮮明色<br>・明清色及び暗清色<br>(2)〔推薦色〕<br>・白、明灰色、明穏色、中穏色<br>・暗清色(木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ) | (1)〔忌避色〕<br>・鮮明色<br>・明清色及び暗清色(YR(黄赤)系及びY(黄)系の色相を除く。)<br>(2)〔推薦色〕<br>・白<br>・明穏色、中穏色、暗清色(YR系、Y系の色相に限る。) | (2)〔推薦色〕<br>・中穏色、暗穏色<br>・暗清色(木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ) | (2)〔推薦色〕<br>・白、明灰色<br>・明穏色、中穏色<br>・暗清色(木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ) | (2)〔推薦色〕<br>・中穏色、暗穏色<br>・暗清色(木材などの素材色、その他材料は、YR系、Y系のみ) |
|       |            | 屋根                                                                                                                                                   | 周囲の自然景観と調和した、以下の落ち着いた色調とする。〔推薦色〕<br>・暗灰色、黒、暗穏色                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                        |                                                                                               |                                                                                                       |                                                        |                                                                  |                                                        |
| 敷地の緑化 |            | (1) 敷地内の木竹は、できるだけ保全に努める。<br>(2) 敷地内の周囲や注射上には地域性豊かな樹木による緑化を施すように努める。<br>(3) 敷地の接道面は、樹木、草花などによる修景・緑化に努める。<br>(4) 敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタなどによる修景・緑化に努める。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                        |                                                                                               |                                                                                                       |                                                        |                                                                  |                                                        |

※色彩の部分は、「くまもとカラーガイドによる色の分類」のとおり。なお、外壁(1)忌避色において基準適用は素材色を除く。

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－２

|                                  | 海岸景観形成ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                     | 沿岸景観形成ゾーン | 特別誘導区域                                              |                                                                                                                                 |                                                     |         |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------|
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 漁村集落                                                |           | 湯の児地区                                               | 湯の鶴地区                                                                                                                           | 佐敷地区                                                | 重盤岩周辺地区 |
| 独立工作物                            | <p>(1) 岬や稜線上など、景観形成上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮する。<br/>特に、遠景から見渡せる大規模な擁壁やのり面、ネット等は、自然の緑との違和感を軽減するため、色彩を工夫するほか、ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 柵、塀、擁壁等の材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、周囲の景観と調和した落ちついた材質感のものを用いる。</p> <p>(3) 工作物の色彩は、各ゾーン及び区域における建築物〔外壁〕の色彩基準を準用する。</p> <p>(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくなるように努め、やむを得ず横断する場合は、直角横断になるように努める。</p>                                                                                                                                                                              |                                                     |           |                                                     |                                                                                                                                 |                                                     |         |
|                                  | (5) 海岸線に設ける擁壁等の材料は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 | —         | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。<br>(6) 棚田などの自然石積み等の壁等は、できるだけ保全するように努める。<br>(7) 湯出川の水面上を配管や配線類が横断しないように配慮する。 | (5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 |         |
|                                  | <p>(8) 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。</p> <p>(9) 太陽光発電施設については、海岸線には設置しないように努めるものとする。</p> <p>(10) 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。</p> <p>(11) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。</p> <p>(12) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。</p> <p>(13) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。</p> <p>(14) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。</p> |                                                     |           |                                                     |                                                                                                                                 |                                                     |         |
| 木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項               | <p>(1) 木材の伐採は、自然景観との調和を図るために必要最小限とし、やむを得ず伐採する場合は、地域性豊かな樹種による補植に努める。</p> <p>(2) 樹形が優れ、修景にいかせる樹木は、できるだけ残すように努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                     |           |                                                     |                                                                                                                                 |                                                     |         |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項    | <p>(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態はできるだけ目立たないように努める。</p> <p>(2) 敷地の周辺は、地域性豊かな樹種による緑化・修景に努める。</p> <p>(3) 海岸部においては、海への眺望を遮らないような位置、形態となるように努める。</p> <p>(4) 観光客等の目に触れやすいメイン動線上に物品の集積又は貯蔵を行う場合は、雑然とにならないよう、整理に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                     |           |                                                     |                                                                                                                                 |                                                     |         |
| 鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項 | <p>(1) 採掘は、周辺からできるだけみえないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>(2) 採掘中は、敷地の周囲を高木等により遮へいし、修景に努める。</p> <p>(3) 採掘終了後は、地域性豊かな樹種による緑化・復元に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |           |                                                     |                                                                                                                                 |                                                     |         |
| 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項      | <p>(1) 土地の区画形質の変更は、既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁などがなるべく発生しないように努める。<br/>やむを得ず発生するのり面や擁壁等は、できるだけ自然素材を活用するなど、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮し、樹木・ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 既存の良好な樹木や樹林については修景に生かすとともに、地域性豊かな樹種による緑化に努める。</p> <p>(3) 宅地開発等は、できるだけゆとりのある区画割りになるように配慮する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                     |           |                                                     |                                                                                                                                 |                                                     |         |

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－3

|                         | 海岸景観形成ゾーン                                                                                                                                                                                                                                                                |      | 沿岸景観形成ゾーン | 特別誘導区域 |       |      |         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|--------|-------|------|---------|
|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                          | 漁村集落 |           | 湯の児地区  | 湯の鶴地区 | 佐敷地区 | 重盤岩周辺地区 |
| 屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項 | <p>(1) 設置に当たっては、建築物と一体に管理できる状態になるように努める。</p> <p>(2) 設置台数が複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。</p> <p>(3) 周辺の景観を損なうような、鮮やかな色彩を基調とした自動販売装置の設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、周辺の景観に調和した質感豊かな材料で覆うなど、修景に努める。</p> <p>(4) 海岸沿いにおいては、海への眺望に配慮し、道路の海側には設置しないように努める。</p>                                   |      |           |        |       |      |         |
| 広告物に関する事項               | <p>(1) 広告塔・広告板の位置は、道路からできるだけ後退させるように努める。</p> <p>(2) 広告物を掲出する場合は、できるだけ高さを抑え、面積、数量ともに最小限とするように努め、建物本体及び周辺の景観と調和したデザインとする。</p> <p>(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、質感豊かなものを用いる。</p> <p>(4) 基調となる色彩は、鮮明色を使用することを避ける。</p> <p>(5) 広告幕、のぼり、旗などの簡易広告物は、できるだけ掲出しないように努める。</p> |      |           |        |       |      |         |

## 景観形成を図るうえでの基本方針

水俣・芦北地域の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、地域の基調となる海岸部の景観形成を一体的に進めていくゾーンとして「海岸景観形成ゾーン」を広域的に設定するとともに、周辺の自然・田園景観に配慮した落ち着いた沿道景観を形成するために「沿道景観形成ゾーン（国道3号線）」を、地域固有の景観特性を生かした個性的なまちづくりを進めるために、「特別誘導区域」を指定し、計画的な景観形成を図っていきます。

※地域指定の詳細は、県南広域本部備え付けの図面を参照下さい。

### 沿道景観形成ゾーン

このゾーンは、地域の基調となる自然・田園景観を印象づけるとともに、来訪者を暖かくわかりやすく迎え、誘導する、玄関口にふさわしい景観形成を図っていきます。（R3号両側50m）

### 海岸景観形成ゾーン

このゾーンは、緑豊かな斜面地の緑や漁業、農業によって培われてきた生活風景を保全しながら、新たな開発においても自然との共生を目指した景観形成を図っていきます。

### 特別誘導区域

#### ③佐敷地区【芦北町】

旧薩摩街道沿いに栄えた宿場町としての歴史的な資産を大切に、地元主導のまちづくりが推進されており、歴史的町並み景観の形成を図っていきます。

### 特別誘導区域

#### ①湯の児地区【水俣市】

海浜部に立地する伝統のある温泉街として、既に景観を意識した取組が見られており、地域を代表する質の高い健全な観光拠点にふさわしい景観形成を図っていきます。

### 特別誘導区域

#### ④重盤岩周辺地区【津奈木町】

重盤岩や重盤岩眼鏡橋など地域の基調となる自然や歴史景観、周辺の緑と調和した津奈木町の文化や交流の拠点にふさわしい景観の形成を図っていきます。

### 特別誘導区域

#### ②湯の鶴地区【水俣市】

湯出川沿いの山間地に溶け込むように温泉街を形成しており、周辺の景勝地や棚田とともに自然と人の営みが融合したなつかしさのある山間景観の形成を図っていきます。

## 凡 例

- ①～② 芦北町と八代市境界
- ②～③ 国道3号の路端から50m
- ③～④ 佐敷川右岸
- ①～④ 汀線
- ⑤～⑥ 佐敷川左岸から50m、湯浦川右岸から50m、ただし国道3号路端まで（特定施設届出地区除く）
- ⑦～⑧ 地類界
- ⑧～⑨ 芦北町道山崎線、同線見通し線
- ⑨～⑩ 佐敷川左岸
- ⑩～⑪ 芦北町道テレビ塔線、芦北町道川端線
- ⑪～⑫ 佐敷川右岸
- ⑫～⑬ 芦北町道七瀬橋線
- ⑬～⑭ 県道芦北球磨線の路端から20m
- ⑪～⑭ 芦北町道山崎線
- ⑮～⑯ 湯浦川左岸
- ⑯～⑰ 県道水俣田浦線の路端から20m
- ⑰～⑱ 芦北水俣広域農道の路端から50m
- ⑮～⑱ 汀線
- ⑲～⑳ 津奈木町道男島線の路端から20m
- ⑳～㉑ 広域農道の路端から20m
- ㉒～㉓ 国道3号の路端から20m
- ㉓～㉔ 津奈木町道中学校前線、同線見通し線
- ㉔～㉕ 地類界
- ㉕～㉖ 津奈木町道竹中線、同線見通し線
- ㉖～㉗ 肥薩おれんじ鉄道線
- ㉒～㉗ 津奈木町道沖田線、同線見通し線
- ㉑～㉘ 県道水俣田浦線の路端から20m
- ㉘～㉙ 稜線界
- ㉙～㉚ 道路敷界
- ㉚～㉛ 稜線界
- ㉛～㉜ 水俣市道桜ヶ丘大戸口線
- ㉜～㉝ 県道水俣田浦線
- ㉝～㉞ 水俣川右岸
- ⑲～⑳ 汀線
- ㉝～㉞ 水俣市道丸島町15号線の路端から20m
- ㉞～㉟ 県道水俣港線の路端から20m
- ㉟～㊱ 水俣市道梅戸明神線の路端から20m
- ㊱～㊲ 水俣市道汐見町1号線の路端から20m
- ㊲～㊳ 旧護岸線
- ㊳～㊴ 百間水路右岸
- ㊴～㊵ 水俣港臨港線入口
- ㊵～㊶ 国道3号の路端から50m
- ㊶～㊷ 鹿児島県境
- ㊷～㊸ 汀線
- ㊸ 汀線
- ㊸ 芦北海岸県立自然公園（但し、特別地域を除く）の範囲

- 景観形成地域【海岸景観形成ゾーン】
- 同上【沿道景観形成ゾーン（沿道50m）】
- 同上【特別誘導区域】
- 景観形成地域外【県立自然公園特別地域】
- 同上【特定施設届出地区（沿道20m）】

## 2 特定施設届出地区

### (1) 届出対象行為

行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。

#### ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設（以下「附帯施設」という。）でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観形成地域における届出行為を除く。）をしようとする行為。

#### イ 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去（景観形成地域における届出行為を除く。）

### (2) 景観形成基準

| 事 項                 | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定施設及び附帯施設の位置に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。</li> <li>・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。</li> <li>・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</li> <li>・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</li> <li>・ さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>・ 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2 m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。</li> </ul> |
| 特定施設及び附帯施設の高さに関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特定施設及び附帯施設の外観に関する事項</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</li> <li>・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</li> <li>・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</li> <li>・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</li> <li>・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</li> <li>・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。</li> <li>・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。</li> </ul> |
| <p>特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等に組合せによる修景緑化に努める。</li> <li>・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</li> <li>・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。</li> <li>・広告塔、広告板その他の工作物の根本周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。</li> <li>・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</li> <li>・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>その他</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</li> <li>・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。</li> <li>・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

(3) 対象範囲

特定施設届出地区は次のとおりとする。



特定施設届出地区

| 番号   | 路線名                       | 始点                 | 終点                         | 区域の範囲          |
|------|---------------------------|--------------------|----------------------------|----------------|
| 1    | 国道3号                      | 熊本市と宇土市との境界        | 宇土市と宇城市との境界                | 路端から両側20メートル以内 |
| 1-2  | 国道3号                      | 宇城市と氷川町との境界        | 氷川町と八代市との境界                | 同上             |
| 2    | 国道3号                      | 佐敷川橋梁（芦北町）         | 津奈木町道竹中線との交点（津奈木町）         | 同上             |
| 3    | 国道3号                      | 津奈木町道沖田線との交点（津奈木町） | 水俣港臨港線との交点（水俣市）            | 同上             |
| 4    | 旧国道3号（県道八代鏡宇土線・宇城市道471号線） | 国道3号との交点（宇土市）      | 宇土市と宇城市との境界                | 同上             |
| 4-2  | 国道3号北バイパス                 | 熊本市と合志市との境界        | 国道387号との交点（合志市）            | 同上             |
| 5    | 国道57号                     | 南阿蘇村と大津町との交点       | 熊本市と菊陽町との境界                | 同上             |
| 6    | 国道57号                     | 国道3号との交点（宇土市）      | 宇土市と宇城市との境界                | 同上             |
| 7    | 国道208号                    | 熊本市と玉東町との境界        | 玉東町と玉名市との境界                | 同上             |
| 8    | 国道219号                    | 錦町とあさぎり町との境界       | 球磨地区広域営農団地農道との交点（湯前町）      | 同上             |
| 9    | 国道266号                    | 熊本市と嘉島町との境界        | 嘉島町と熊本市との境界                | 同上             |
| 10   | 国道325号                    | 菊池市と大津町との境界        | 国道57号との交点（大津町）             | 同上             |
| 11   | 国道387号                    | 菊池市と合志市との境界        | 熊本市と合志市との境界                | 同上             |
| 12   | 国道389号                    | 荒尾市と長洲町との境界        | 県道荒尾長洲線との交点（長洲町）           | 同上             |
| 13   | 国道443号                    | 国道57号線との交点（大津町）    | 県道熊本益城大津線との交点（大津町）         | 同上             |
| 14   | 国道443号                    | 鉄砂川との交点（益城町）       | 甲佐町道中早川北早川線との交点（甲佐町）       | 同上             |
| 15   | 国道445号                    | 国道266号との交点（嘉島町）    | 県道横野矢部線との交点（御船町）           | 同上             |
| 15-2 | 国道445号御船バイパス              | 国道445号との交点（御船町）    | 国道443号（木倉バイパス）との交点（御船町）    | 同上             |
| 16   | 国道501号                    | 県道荒尾長洲線との交点（長洲町）   | 長洲町と玉名市との境界                | 同上             |
| 17   | 県道熊本益城大津線（通称第二空港線）        | 熊本市と益城町との境界        | 九州縦貫自動車道との交点（益城町）          | 同上             |
| 18   | 県道熊本益城大津線（通称第三空港線）        | 国道443号との交点         | 県道瀬田熊本線との交点（菊陽町）           | 同上             |
| 19   | 県道熊本大津線・合志市道下町・役場線        | 県道住吉熊本線との交点（合志市）   | 合志市道野付・平島線県道大津植木線との交点（合志市） | 同上             |

|    |                             |                  |                            |                                       |
|----|-----------------------------|------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 20 | 県道住吉熊本線                     | 熊本市と菊陽町との境界      | 県道熊本大津線との交点（合志市）           | 同 上                                   |
| 21 | 県道辛川鹿本線バイパス<br>(通称国体道路南北線)  | 菊陽町と熊本市の境界       | 国道57号との交点（菊陽町）             | 同 上                                   |
| 22 | 県道曲手原水線バイパス<br>(通称国体道路東西線)  | 国道443号との交点（菊陽町）  | 県道頼田竜田線との交点（菊陽町）           | 同 上                                   |
| 23 | 都市計画道路保田窪菊陽線<br>(通称国体道路東西線) | 熊本市と菊陽町との境界      | 国道443号との交点（菊陽町）            | 同 上<br>(ただし、熊本空港<br>周辺景観形成地域<br>を除く。) |
| 24 | 菊陽町道菊陽空港線（通<br>称国体道路東西線）    | 県道頼田竜田線との交点（菊陽町） | 国道57号との交点（菊陽町）             | 同 上                                   |
| 25 | 県道大津植木線                     | 国道325号との交点(大津町)  | 県道大津西合志線との交点（合志市）          | 同 上                                   |
| 26 | 県道大津西合志線                    | 県道大津植木線との交点（合志市） | 合志市福原字宮ノ上1763番1地先<br>(合志市) | 同 上                                   |

### 3 大規模行為

#### (1) 届出対象行為

ア 行為の制限の対象とする行為は、次のとおりとする。  
(景観形成地域及び特定施設届出地区の届出行為を除く。)

##### (ア) 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築（増築又は改築により新たに次項イで定める規模を超えることとなる場合の当該増築又は改築を含む。以下このアにおいて同じ。）、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物で、その高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ④ 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が次項イで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
- ⑤ 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積がイで定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

##### (イ) 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為

- ① 建築物で、その高さ又は建築面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ② 工作物で、その高さ又はその敷地の用に供する土地の面積が次項イで定める規模を超えるものの撤去
- ③ さく及び塀で、高さ及び長さが次項イで定める規模を超えるものの撤去

#### イ 大規模行為の規模等

(ア) 前記ア(ア)①及びア(イ)①で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

(イ) 前記ア(ア)②及びア(イ)②で定める規模は、高さ13メートル（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

ただし、太陽光発電施設にあつては、既に施工されている事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の規模をそれぞれ合算したものとす。

(ウ) 前記ア(ア)③及びア(イ)③で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

(エ) 前記ア(ア)④及び⑤で定める面積は3,000平方メートル、規模は高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

(2) 景観形成基準

| 行 為                                                  | 事 項  | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 位 置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に設置する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。</li> <li>・大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、設置する自治体及び近接の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。</li> <li>・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                      | 高  さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                      | 外観   | 意匠                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。</li> <li>・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。</li> </ul> |
|                                                      |      | 色彩                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |

|                                                   |                |       |                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------|----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                   |                |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> </ul>                                              |
|                                                   |                | 材料    | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するような材料を使用すること。</li> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。</li> </ul>                     |
|                                                   |                | 敷地の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は極力緑化に努めること。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> <li>太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。</li> </ul> |
| さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 位置             |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。</li> </ul>                                                                         |
|                                                   | 外観             | 意匠    | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。</li> </ul>                                                                           |
|                                                   |                | 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。</li> </ul>                                                                                        |
|                                                   |                | 材料    | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するような材料を使用すること。</li> </ul>                                                                                     |
|                                                   | 緑化             |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。</li> </ul>                                                                                  |
| 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取                           | 遮へい及び緑化        |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。</li> </ul>                                                                        |
|                                                   | のり面又は擁壁の外観及び緑化 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。</li> </ul>                                                                   |
| 土地の区画形質の変更                                        | 土地の形状及び緑化      |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。</li> </ul>                                                                 |
|                                                   | のり面又は擁壁の外観及び緑化 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。</li> </ul>                                                                             |

## 第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

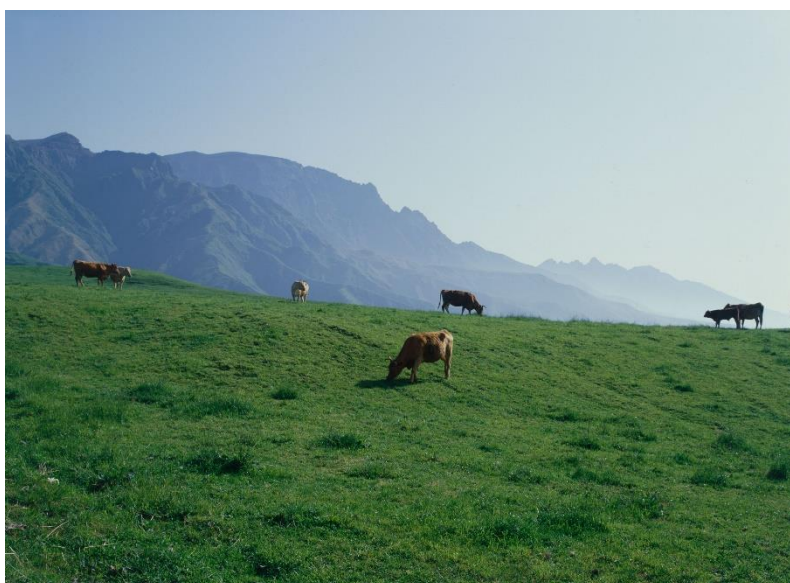
屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観を形成するため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする場合、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観との調和が保たれるよう必要な制限を定めるものとする。

## 巻末

景観づくりに向けた県の取組

## 目次

|       |                       |       |    |
|-------|-----------------------|-------|----|
| 第 1   | 景観づくりの意義              | ----- | 1  |
| 第 2   | 景観行政のあゆみ              | ----- | 3  |
| 第 3   | 景観づくりの施策              | ----- | 4  |
|       | 1 景観づくりの方向性           | ----- | 4  |
|       | 2 景観づくりの施策            | ----- | 5  |
| 第 4   | 景観づくりの実行と推進           | ----- | 15 |
| 【参 考】 | 熊本県の施策体系<br>用語解説(掲載順) |       |    |



阿蘇の放牧（阿蘇市）



## 第1 景観づくりの意義

### 【景観とは】

人々は、木々のゆらぎを眺めながら、風のそよぎや花の香り、小鳥のさえずりなどを、子どもの頃の思い出と重ね合わせて感じとり、心地よさの度合いを判断しています。このように景観とは、人々を取り巻く環境の総体を、視覚を中心とした五感と蓄積された記憶を通して感じる「環境のながめ」ともいえます。

そうした中で、人間が周辺環境から感じとる情報の大部分は視覚を中心としていることから、快適な環境形成において景観が果たす役割は大きいと言えます。そのため、県民が求めるゆとりと潤いのある快適な生活環境を実現していくためには、良好な景観づくりに積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、景観は、それぞれの土地における永年における人々の営みの結果が形となって表れたものであり、地域文化の所産とも言えます。

よって、景観づくりに際しては、表面的な美しさだけに止まらず、地域固有の生活や文化・歴史・風土を大切にし、それに密接につながる景観を保全・創造し、次世代へ引き継ぐことが重要です。これは、豊かな地域社会の基盤をつくることであり、今日的な重要課題である地域活性化や交流促進の面からも、重要な役割を果たすこととなります。

すなわち、良好な景観づくりとは、ゆとりと潤いのある快適な生活環境の実現、地域の魅力の増進・創造に加え、観光振興や交流人口の増加といった地域経済の活性化の面でも意義のある取組となります。

### 【景観づくりの意識】

人々を取り巻く「環境のながめ」が景観であることから、暮らしに係る様々な行為が景観に影響を与えています。

よって、行政だけでなく県民や事業者など全ての主体が、常に良好な景観づくりの意識を持つことが重要です。

モノづくりの現場では、機能や個性といった「個体」に対する意識が強くなり、景観など「総体」に対する意識が弱くなるのが往々にしてあります。また、時間やコストの観点からも、景観づくりの意識が弱くなることがあります。

しかし、良好な景観は、空間の価値を高め、暮らしを豊かにするものであること

から、総合的に勘案すれば、それ自体の価値も高めることになります。

よって、景観を計画当初から常に意識し、機能や個性、時間やコストとあわせてバランスよく検討することが重要です。

景観とは、人々を取り巻く「環境のながめ」であり、植物の生長、周辺環境や営みの変化など、時間軸の中で常に変化していくものです。

よって、景観づくりにおいては、完成時の姿だけでなく、長期的な視点も併せ持って計画・管理を行うことが重要です。

自然景観と歴史景観が織りなす  
良好な景観 通潤橋（山都町）



## 第2 景観行政のあゆみ

### 【景観法施行以前の取組】

本県では、昭和47年に「美しいくまもとづくり」を提唱、昭和62年には「熊本県景観条例」を制定し、全国に先駆けて、景観行政の基盤づくりを推進してきました。

また、具体的な景観施策及び支援を展開するため、「くまもと緑の3倍増計画」「公共事業等景観形成指針」「熊本県景観整備基本計画」などを策定し、良好な景観づくりを推進してきました。

こうした景観に関する取組は、一定の成果を上げていましたが、一方で、自主的な取組には限界もあり、全国各地では景観訴訟などの問題が生じていました。

### 【景観法の制定】

本県をはじめとして、全国で500近い地方自治体が景観条例を制定し、国民の景観に関する機運も高まる中で、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」が国土交通省より示され、翌平成16年には、景観に関する基本理念の確立と地方公共団体の取組支援を目的とした「景観法」が制定されました。

また、平成20年には、歴史的風致の維持・向上を目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が制定されました。

### 【景観法に基づく景観行政の時代】

本県では、景観法施行を受け、平成20年に「熊本県景観計画」の策定及び「熊本県景観条例」の改正を行い、景観法の趣旨に則して景観行政の体制を整えるとともに、「熊本県景観づくり基本計画」を策定し、良好な景観づくりを推進してきました。

本県では、以上のような積極的な景観行政と、「肥後もっこす」や「わさもん」と言い表される、こだわりを持ってやり遂げる、創造的で独創的な県民性によって、黒川温泉の地域景観や第二空港線の沿道景観など、熊本らしい誇らしげな景観が形成されています。



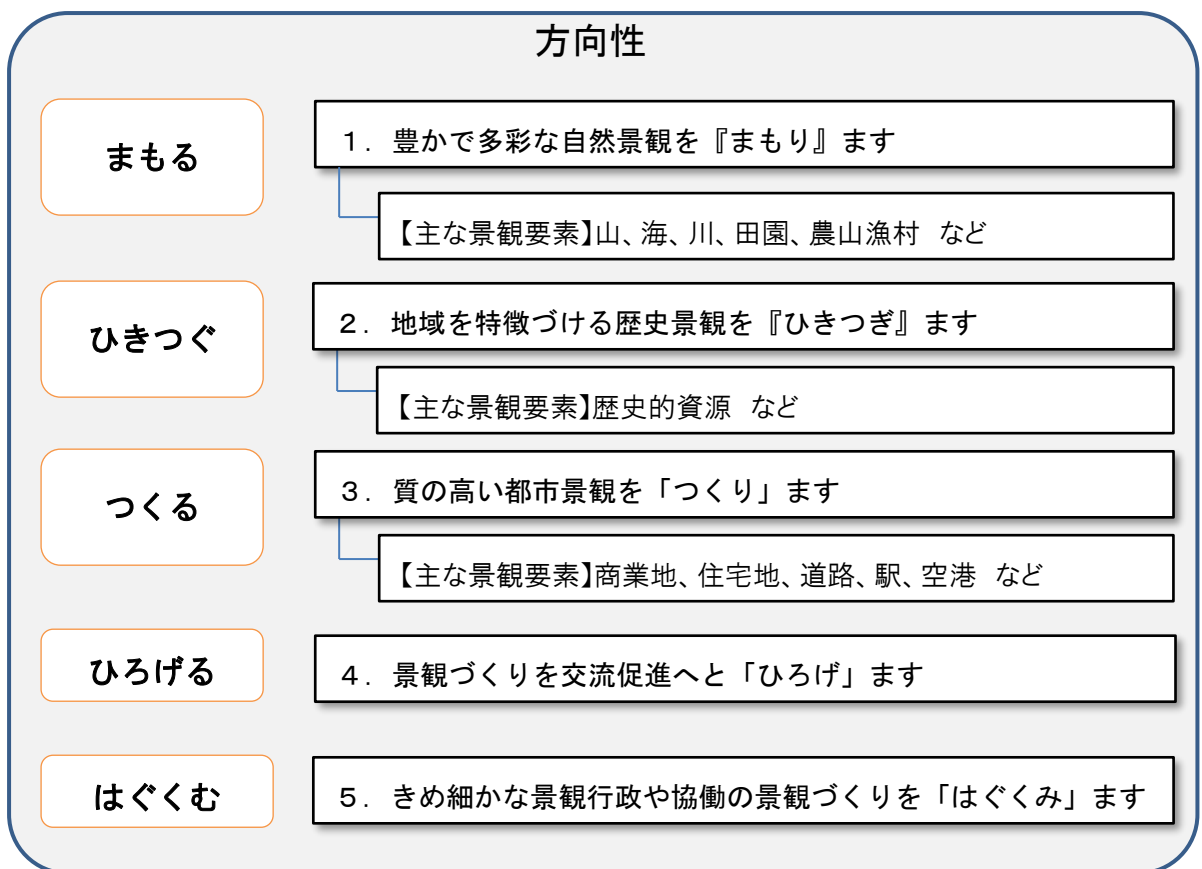
第二空港線の沿道景観（益城町）

## 第3 景観づくりの施策

### 1 景観づくりの方向性

熊本県景観計画に示す景観形成の基本目標を実現するため、以下の方向性で良好な景観づくりを推進します。

- ・山や海、川、田園などの自然、これら自然と暮らしが結びついた農山漁村など、豊かで多彩な自然景観を『まもり』ます。
- ・歴史的資源である城跡や石橋、古き良き街なみなど、地域を特徴づける歴史景観を『ひきつぎ』ます。
- ・都市活動によって形成される商業地や住宅地、駅前、道路など、調和と個性を兼ね備えた質の高い都市景観を『つくり』ます。
- ・また、これら景観づくりを地域の魅力向上に繋げ、積極的に情報発信し、交流促進へと『ひろげ』ます。
- ・さらに、きめ細かな景観行政や、県民・事業者との協働で取り組む景観づくりを『はぐくみ』ます。



## 2 景観づくりの施策

### (1) 豊かで多彩な自然景観を『まもり』ます

#### 【現状と課題】

本県は九州脊梁を形成する山々、菊池川、八代海のリアス式海岸など、豊かで素晴らしい自然に恵まれています。また、世界に誇る雄大な阿蘇のカルデラ地形や天草松島などの優れた自然環境、保存樹・樹林など地域を特徴づける自然環境も多く、法や条例等により保全に努めてきました。

これらの自然は本県の大切な財産であり、熊本らしさ、地域らしさを代表する景観資源であることから、今後も引き続き関係機関が協働して、景観の保全に取り組んでいく必要があります。

平野部や干拓地に広がる農地、山間部で維持されている美しい棚田、阿蘇の雄大な草原、有明海や八代海に広がる「海苔ひび」など、自然と人々の生業・暮らしが融合した多彩な農山漁村の景観も熊本らしさを有する大切な景観資源です。

しかし、近年、農林水産業従事者の高齢化や担い手減少などにより、これらの景観資源の維持・保全が難しくなっています。

こうしたことから、今後も農林水産業の振興策との連携を図る必要があります。

また、こうした景観資源のうち、県内の10市町村に所在する「三角浦の文化的景観」「天草市崎津・今富の文化的景観」「通潤用水と白糸台地の棚田景観」「阿蘇の文化的景観」について、その文化的価値が認められ、国の「重要文化的景観」に選定されています。

我が国では再生可能エネルギーの導入が推奨されており、県内では、大規模な太陽光発電施設が増加し、風力発電についても大規模な事業計画が進められています。これらの大規模工作物は、周囲の景観に与える影響が大きいことから、良好な自然景観との調和が求められています。

こうしたことから、今後も、再生可能エネルギー担当部署、開発許可担当部署と連携し、それらの施設が計画段階から景観に配慮したものとなるよう事業者働きかける必要があります。



米塚とカルデラ壁（阿蘇市）



有明海の海苔ひびと干拓（荒尾市）

## 【今後の取組】

### ① 豊かな自然景観の保全

山々や河川、自然海岸等の自然は、背景景観として、その価値を高めるものとなることから、それぞれの自然が有する機能に配慮し、保全や再生に努めます。

特に、国立公園にも指定されている阿蘇、天草などの優れた自然環境、保存樹・樹林などは、熊本らしさや地域らしさを特徴づける自然景観でもあることから、自然公園法等の自然環境保全のための関係法や条例を所管する省庁や関係課との連携を図り、自然景観の一体的な保全に取り組んでいきます。

### ② 農山漁村の多彩な景観の保全

里地や里山、里海などと呼ばれ、農山漁村の暮らしと結びついた棚田、草原、集落等の景観の維持・保全是、地域産業の継続によって可能なものであり、農林水産業の振興策と密接に関連します。

また、このような特定の地域の景観については、市町村が中心となった景観づくりが効果的なことから、今後、地元市町村や地元住民の意向を踏まえながら、農林水産業の振興策を担当する関係機関と連携を図り、これらの景観の保全に取り組んでいきます。

特に、市町村における景観法に基づく景観行政団体移行、景観計画及び景観農業振興地域整備計画の策定等の際は、情報提供や専門家の派遣等技術的支援に努めます。

### ③ 太陽光発電施設など大規模工作物への対応

太陽光発電施設などの大規模な工作物は、その設置場所によっては良好な自然景観を阻害するなどの影響が考えられます。

これに対応するため、関係部署と情報共有を図るとともに、景観形成基準を変更します。

なお、市町村が積極的にこれら大規模工作物の在り方を検討する際は、情報提供や専門家の派遣等技術的支援に努めます。



阿蘇五岳とそばの花（南阿蘇村）



寒川水源棚田（水俣市）  
第14回 くまもと景観賞部門賞（緑と水の景観賞）

## (2) 地域を特徴づける歴史景観を『ひきつぎ』ます

### 【現状と課題】

本県では、古代から多くの人々の生活が営まれてきており、弥生時代の大集落遺跡をはじめ、多数の装飾古墳や古代山城の鞠智城、近世城郭熊本城や町屋、数多くの石橋等の豊かで多様な歴史的資源が息づいています。

これらの歴史的資源は、長い間の人々の営みや文化の中で育まれたものであり、その地域を特徴づける貴重な景観資源として大切に保存するとともに、これらの豊かな歴史的資源を活かして、その周辺と一体となった景観づくりに努める必要があります。



江田船山古墳（和水町）

### 【今後の取組】

#### ① 歴史的景観の継承

歴史的資源は、地域を特徴づける貴重な景観資源であることから、文化財保護法や歴史まちづくり法など関係法や条例を所管する省庁や関係課との連携を図り、歴史景観の継承を支援していきます。

#### ② 歴史的景観を生かした地域の魅力向上

市町村や地域住民がこれら歴史的資源を生かし、周辺環境と一体となって『地域らしさ』のある歴史景観を形成し、魅力ある地域づくりを進める際は、情報提供や専門家の派遣等技術的支援に努めます。



鞠智城（山鹿市）

### (3) 質の高い都市景観を『つくり』ます

#### 【現状と課題】

都市活動によって形成される商業地や住宅地、駅前、道路などは、個々の要素が、その都市の要素が、その都市の歴史や季節・昼夜の時間的変化などにより生じる“地域の特性”や“求められる機能”に応じて調和する・個性を発揮することにより、空間的な方向性（いわゆる地域らしさ）が感じられ、質の高い都市景観として評価されます。

本県では、景観条例、屋外広告物条例及び公共事業等景観形成指針に基づき、公共施設、民間施設それぞれが個性を持ちつつも、地域の特性に配慮して、全体として調和のとれた景観形成に努めてきました。

今後も引き続き、調和と個性を兼ね備えた質の高い都市景観の形成に努めることが重要です。

また、都市景観においては、人口減少や厳しい行財政、都市構造の変化など、時代の要求に応じた都市活動が実施される中で、より効果的で創造的な景観が形成されるよう工夫することも重要です。

さらに、都市景観においては、完成時の姿だけでなく、経年変化や維持管理の方法など、長期的な視点も併せ持って景観を考える必要があります。



牛深ハイヤ大橋夜景（天草市）  
第11回 くまもと景観賞  
くまもと景観賞 20回記念大賞

#### 【今後の取組】

##### i) 周辺環境と調和した質の高い都市景観の形成

##### ① 公共事業における良好な景観づくり

「公共事業等景観形成指針」について周知し、公共事業における景観配慮の向上を図ります。

また、国や他の地方公共団体に対しても指針を具体化した手引きの活用を働きかけていきます。

さらに、県では技術担当職員の景観に関する知識等の向上を図るため色彩等の景観に関する研修を実施します。

なお、国、県及び市町村が積極的に公共事業における良好な景観づくりを進めるにあたり、担当者会議における情報提供や専門家の派遣等技術的支援に努めます。



## ② 景観に配慮した緑化の推進（緑を活用した景観づくり）

都市における景観の軸となる道路・都市公園・学校等の公共施設について、エコロジカル・ネットワークの形成、郷土種による地域らしさの創出、外来種の排除、経年変化、維持管理の方法など、多様な観点から樹種選定や植え方について検討し、景観に配慮した質の高い緑化を推進するとともに、適正な維持管理を推進します。

市町村が積極的に緑化を推進する際は、情報提供や専門家の派遣等技術的支援に努めます。

また、緑化技術研修会等を開催し、緑化技術の普及と適切な運用に努めます。

## ③ 都市公園の維持

市町村や国との役割分担のもと、公園利用者の安全性を確保するため、緑豊かに整備された個々の公園施設が持つ機能を将来にわたって適正に維持していきます。

## ④ 景観条例等による規制・誘導

景観法や景観条例に基づき良好な景観づくりを誘導するとともに、「景観形成ガイドライン」「色彩景観ガイドライン」「建築景観 デザインの手引」等を作成し、等により統一的な指導を行うことにより、県民及び事業者の景観づくりに対する意識の向上につながりました。

今後も引き続き、景観法や景観条例に基づく良好な景観づくりを誘導するとともに、ガイドライン等の周知を徹底し、必要に応じて見直しを検討します。

また、景観配慮色を活用したコーポレートカラーや広告等の掲出等、周辺景観との調和に配慮するよう企業への景観誘導を続けていきます。

## ⑤ 屋外広告物の規制・誘導

本県では、昭和 39 年以降、屋外広告物条例に基づく規制・誘導を行い、良好な景観づくりに努めてきました。

屋外広告物は景観への影響が大きいことから、今後も屋外広告物条例に基づく規制・誘導を継続します。

屋外広告物の安全性の確保のための点検及び点検報告書提出の義務化、一番規制が緩やかな「第三種許可地域」における表示面積の総量規制の導入、電光掲示やマルチビジョン、デジタルサイネージなど映像、動画系の広告物の許可基準など、社会経済情勢の変化に応じた規制のあり方について検討を行い、屋外広告物条例の改正に取り組みます。

ホームページでの情報発信、パンフレットの配布、講習会の開催等様々な手法を活用して許可制度の周知を図り、違反広告物発生抑制に努めます。

違反広告物の指導取締については、違反の状況に応じて、許可申請指導、改善・除却指導を重点的、計画的に行い、その是正に取り組みます。

違反広告物簡易除却制度については、ボランティアの増員を図りながら、取組みを継続します。

近年利用が増加しているバス・電車等の車体利用広告については、交通事業者と連携し、その適正なあり方について検討します。



## ii) 個性を発揮した質の高い都市景観の形成

### ① 公共事業における魅せる景観づくり

日本風景街道のひとつとして「九州横断の道 阿蘇くまもと路」が登録を受けるなど沿道景観に注目した取組がなされる中で、観光地だけでなく、阿蘇くまもと空港や熊本駅などの地域の玄関口、九州新幹線沿線、主要な観光地に至る幹線道路沿道において、魅せる景観づくりを意識することが重要です。

こうしたことから、地域の玄関口となる空港や駅、主要な観光地へ至る幹線道路沿道では、電線地中化をはじめ、魅せる景観づくりを進めていきます。

また、市町村と役割分担について協議しつつ、市町村が景観整備に取り組む際は、情報提供や技術的支援に努めます。

あわせて、公共事業担当者に対する研修会を開催します。

### ② 民間活動における個性の尊重

周辺環境への調和を大切にしつつ、象徴性やにぎわいなど、その空間や施設に求められる機能に応じて、個性を最大限尊重し、創造的な景観づくりを促進するため、情報提供や専門家の派遣等技術的支援に努めます。

#### (4) 景観づくりを交流促進へと『ひろげ』ます

##### 【現状と課題】

本格的な人口減少社会が到来し、地域経済が疲弊する中で、人口の定着とともに、国内・国外から多くの人々を呼び込むことにより、地域の活性化を図っていくことが重要です。

こうしたことから、人々を呼び込む仕掛けとして、景観資源の高付加価値化や情報発信を積極的に推進し、景観づくりを交流促進へと広げていくことが重要です。

##### 【今後の取組】

###### ① 景観資源の高付加価値化

例えば世界遺産登録では、自然環境保全や文化継承、交流促進など、景観を含めて様々な価値の向上が期待されます。

このように、自然環境や歴史・文化、農林水産業、観光など、多様な分野の省庁や関係課、市町村との連携を強化し、景観資源の高付加価値化に対して技術的支援を行います。

また、来訪者の利便性・周遊性を向上させるために整備される交通結節点やアクセス道路などでは、人々がまた訪れたいと思えるような熊本らしい景観づくりを進めるため、専門家の派遣等の技術的支援を行います。

さらに、市町村が景観資源の高付加価値化に取り組むにあたり、情報提供や専門家の派遣等の技術的支援を行います。



世界遺産「万田坑」(荒尾市)

###### ② 景観資源に関する積極的な情報発信

熊本県の景観に関するコンテスト等の成果などについて、ポストカード等のノベルティやホームページ、SNS等の媒体を活用し、情報発信することで景観資源を活用した観光振興の支援を行う仕組みづくりを行います。

また、観光フェア等において、くまもと景観賞の授賞作品等の展示を行い、観光情報とともに景観資源に関する情報を発信することで、景観形成と観光振興の相乗効果を目指します。



「悠久の時」 ～最優秀賞～  
阿蘇の景観フォトコンテスト  
主催：阿蘇世界文化遺産登録推進協議会  
(県・阿蘇郡市7市町村)



「阿蘇谷の夏」 ～優秀賞～  
阿蘇の景観フォトコンテスト  
主催：阿蘇世界文化遺産登録推進協議会  
(県・阿蘇郡市7市町村)

## (5) きめ細かな景観行政や協働の景観づくりを『はぐくみ』ます

### 1) 市町村によるきめ細かな景観行政

#### 【現状と課題】

本県では、良好な景観形成を目的として、様々な取り組みを積極的に行ってきました。

また、地域特性に応じたきめ細かな景観行政を展開していくためには、地域に身近な市町村が景観行政の主体となることが重要という景観法の理念のもと、市町村に対して景観行政団体への移行を積極的に働きかけてきました。

今後も引き続き、市町村に対して景観行政団体への移行を積極的に働きかけるとともに、景観条例・計画と一体的な運用が望まれる屋外広告物条例の市町村への権限移譲を働きかけ、きめ細かな景観行政を展開していくことが重要です。

一方で、市町村の主体的な景観行政が進むにつれて、行政区域をまたぐ広域的な調整を要する事案が発生することも予想されることから、県及び市町村の連携及び調整体制を確立することが重要です。

#### 【今後の取組】

##### ① 主体的な景観行政に取り組む市町村の支援

引き続き、景観行政団体への移行、屋外広告物条例の権限移譲など、市町村による主体的な景観行政を積極的に働きかけます。

また、景観行政団体移行後も、担当者会議や景観行政団体連絡会議を開催し、景観行政を担う市町村間の情報交換や課題への取組方法等を共有することで、各市町村が策定した景観計画に即した魅力ある景観づくりにつながるよう努めます。

##### ② 広域的な景観づくり

市町村による主体的な景観行政が促進されることにより、地域特定に応じたきめ細かな景観施策の展開が期待される一方で、行政区域をまたぐ広域的な調整を要する事案が発生することも予想されます。

こうしたことから、県及び市町村で構成し、継続的に広域的な景観づくりを検討・調整する担当者会議等の体制づくりに努めます。なお、この会議を継続的に運営し、検討・調整を重ねることにより、これまで県が主体となって示してきた「圏域毎の景観づくりの方向性」が関係市町村や地域が主体となって示す「広域景観づくりの方向性」へと磨き上げられることも期待されます。

##### ③ 景観計画等の見直し

道路整備に伴う「特定施設届出地区」の区域変更、建築及び開発行為の動向を見据えた大規模行為の対象変更など、社会経済情勢の変化に応じて、景観条例や景観計画の見直しを適宜行います。

また、屋外広告物条例についても、社会経済情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

## 2) 協働による良好な景観づくり

### 【現状と課題】

景観は、人々を取り巻く「環境のながめ」であることから、公共事業だけでなく、開発や建築などの民間活動も景観形成に大きな影響を及ぼします。

また、景観は、地域の歴史・伝統、暮らし、都市活動など人々の営みが形となって表出したものであることから、県民や事業者の意識や活動も景観形成に大きな影響を及ぼします。

こうしたことから、良好な景観づくりを推進するためには、行政と県民・事業者との「協働」が重要であり、そのための体制や支援を充実することが重要です。

### 【今後の取組】

#### ① 行政内の体制の確立

景観形成に係る重要事項について調査審議等を行うため、景観・屋外広告物審議会を設置しています。また、景観行政を進める際には、必要に応じて専門家を派遣し、情報の収集、専門的見地からの意見を伺います。

関係省庁や関係課との連携を図るとともに、県及び市町村で構成し、断続的に広域的な景観づくりを検討・調整する担当者会議等の体制づくりに努めます。

#### ② 景観形成住民協定制度の普及と活用の促進

行政と県民・事業者との「協働」による地域の特性を活かした多彩な景観づくりを進めていくため、景観形成住民協定制度の普及と活用の促進に努めるとともに、市町村が景観行政を担う際には景観形成住民協定制度の導入を働きかけ、住民との「協働」による景観づくりの推進を図ります。

#### ③ 専門家の派遣制度の活用

市町村と県民・事業者との「協働」による景観づくりや各種協定制度の活用等に当たっての支援措置として、専門家の派遣制度を継続します。

#### ④ 「くまもと緑・景観協働機構」及び「景観整備機構」の充実

良好な景観づくりに向けた「協働」による取組を強化するため、「くまもと緑・景観協働機構」については、構成団体の拡大や、緑化・景観に関する情報提供や調査研究等の活動の拡充に取り組み、景観づくり事業や、緑化事業についての財政的又は技術的支援に引き続き努めます。

景観整備機構についても、新たな指定やその取組みへの支援に努め、住民等に対する情報発信や相談業務等の充実を図ります。

## ⑤ 景観に配慮した緑豊かで快適な生活環境の創出

住宅地や工業地などの民地においても、県民や事業者の積極的な参加を求め、「くまもと緑・景観協働機構」や緑地協定等の活用により、身近な環境における景観に配慮した緑の保全と形成を促進します。

また、道路、河川、屋外広告物における県民ボランティア制度については、その周知を図り、協定又は認定団体の増加に努め、景観の向上を図ります。

## ⑥ 景観に対する意識啓発

県民の景観づくりに対する意識啓発を図るため、「くまもと景観賞」、「緑化環境美化功労者表彰」を継続するとともに、広報等を活用し、その知名度や関心を高めます。

また、景観づくりについて、県政番組等での広報やホームページを活用した情報発信により、意識啓発に努めます。

さらに、熊本の景観に関するコンテストやシンポジウムなどを通じて、県民・事業者の景観に対する関心と理解を深めます。

## 第4 景観づくりの実行と推進

「熊本県景観計画」で定めた景観形成の基本目標を実現するためには、県、市町村、県民・事業者の各主体が、その目標を共有し、それぞれの役割を果たすことが必要です。このため、景観法や熊本県景観条例での責務も踏まえ、各主体の役割を以下に明示するとともに、各主体はそれぞれの役割を認識したうえで、協働して景観づくりを実行していくものとします。

### 1) 県の役割

県は、県土の景観づくりを促進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するとともに、広域的観点からの調整に努める。

#### ◇ きめ細かな景観行政の推進

市町村が景観づくりの中心的役割を担うことを基本的な考え方としている景観法の施行を受けて、市町村への情報提供や助言等を通じて、市町村の景観行政団体への意向を促進するとともに、地域の自然、歴史、文化等を生かした具体的な景観づくりの取組に当たって支援を行うことにより、きめ細かな景観行政の推進を図る。

なお、推進に当たっては、広域的な観点から市町村の景観づくりの調整に努める。

#### ◇ 行政と県民・事業者との協働による景観づくりの推進

県、市町村の行政と県民・事業者との協働による景観づくりを推進するための組織づくりや仕組みづくりをおこない、良好な景観づくりを支援する。

#### ◇ 良好な景観づくりに資する公共事業の推進

景観に配慮した質の高い公共施設整備等、県が行う公共事業において先導的な景観づくりを推進する。

#### ◇ 良好な景観づくりへの誘導

景観法、景観条例に基づく届出制度や屋外広告物条例の許可制度等を通じて良好な景観づくりの誘導を図る。

#### ◇ 良好な景観づくりへの意識啓発

良好な景観づくりを推進するため、県民・事業者に対し意識啓発（情報発信を含む）に努める。

## 2) 市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、景観行政の中心的な役割を担うことから、良好な景観づくりを図るため、それぞれの地域特性に応じた施策を策定し、実施する。

### ◇ 市町村主体によるきめ細かな景観行政の推進

市町村の景観づくりを推進するため、景観法（景観計画や景観条例、景観地区等）の活用に取り組む。また、屋外広告物についても景観行政と一体的な推進を図る観点から屋外広告物許可制度を通じた良好な景観への誘導を図る。その際、地域の特性を踏まえるとともに、必要に応じて広域的な観点から県及び近隣市町村の景観施策との整合を図る。

### ◇ 行政と住民・事業者との協働による景観づくりの推進

景観づくりを推進するため、住民・事業者との合意形成のもと協働による景観づくりを推進する。

### ◇ 良好な景観づくりに資する公共事業の推進

景観に配慮した質の高い公共施設整備等、市町村が行う公共事業において先導的な景観づくりを推進する。

### ◇ 良好な景観づくりのための意識啓発

住民・事業者の景観についての意向の把握に努めるとともに、市町村の景観づくりを推進するため、住民・事業者に対して意識啓発（情報発信を含む）に努める。

## 3) 県民・事業者の役割

県民・事業者は、県土の景観に関心を持ち、良好な景観づくりに自らが努めるとともに、県や市町村が実施する景観づくりのための施策に積極的に参加・協力する。

### ◇ 県民・事業者の景観づくりの実践

自らが良好な景観づくりの中心的な役割を果たす主体であることを認識し、自ら進んで良好な景観づくりを実践する。

### ◇ 県・市町村の施策への参加・協力

県や市町村が実施する景観づくりのための施策を理解し、積極的に参加、協力する。



#### 4) 行政と県民・事業者との協働

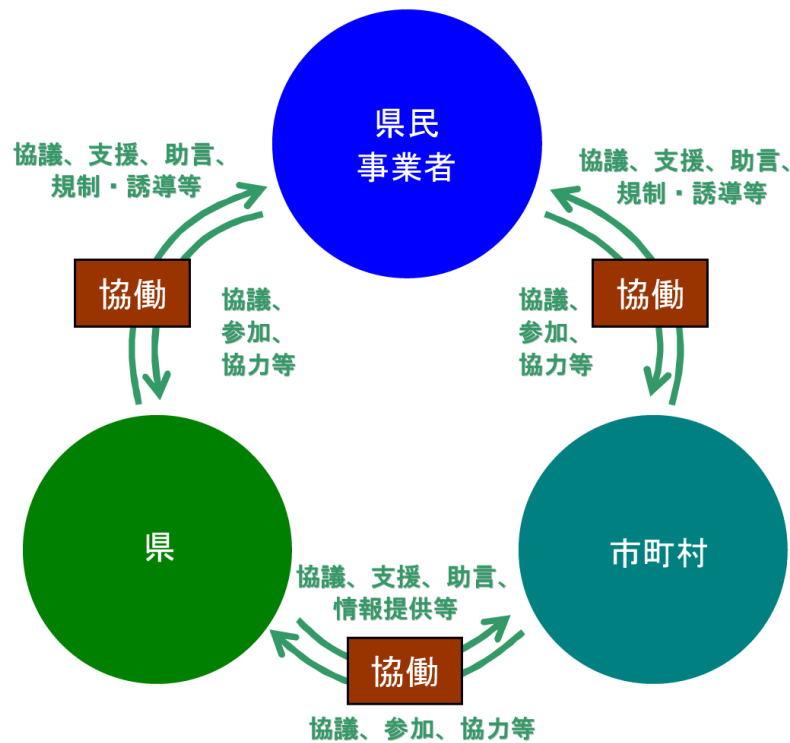
県、市町村、県民・事業者が景観づくりについて共通認識を持ち、パートナーとして協働しながら取り組む。

##### ◇ 協働の意義

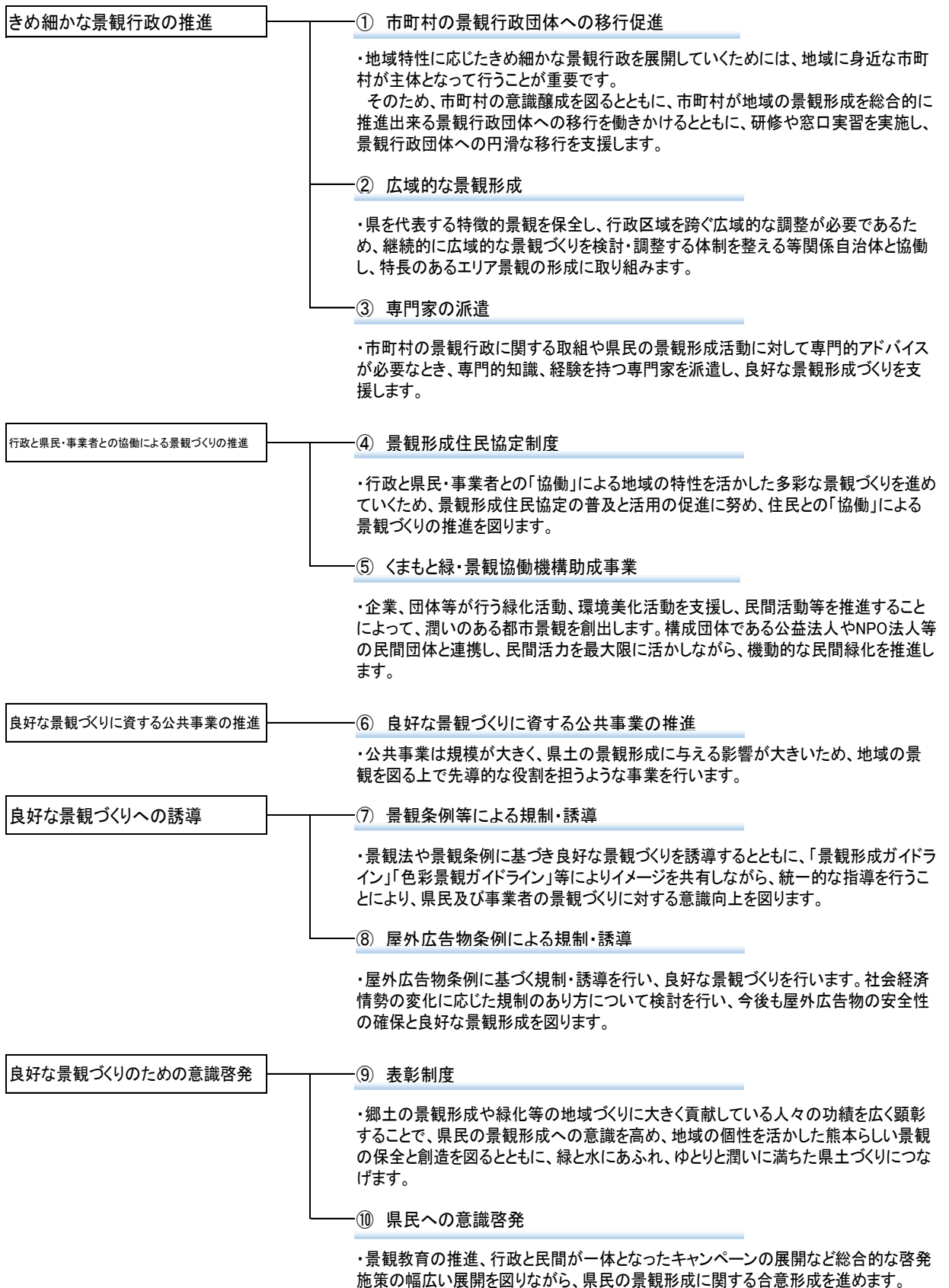
良好な景観づくりには、各主体がそれぞれの役割を認識し、その役割を果たすことが必要ですが、より効率的・効果的に景観づくりを行うには、景観づくりに携わる各主体がパートナーとして同じ方向に向かって取り組むことが望まれます。

このため、まずは、県、市町村の行政と県民・事業者との間で、各地域の景観づくりの方向性について協議し、そこでの合意をもとに、共通の目標に向かって、一緒に取り組んでいくこと【協働】が必要です。

#### 協働による景観づくりの取組み



【参考】熊本県の施策体系



## 用語解説（掲載順）

### ■美しいくまもとづくり

美しい国土の形成のための基本的な方針で、昭和 47 年に本県が提唱した。物質文明の高度化によって多くの弊害が生まれつつあることを反省し、美しい国土の形成のために、「自然の保護」と「国土の清掃浄化」を積極的に実施するとした。

### ■熊本県景観条例

昭和 62 年、本県が全国でも先駆けて制定した景観に関する 自主 条例。県や県民及び事業者の国土の景観形成に関する責務、県の景観形成施策について定めたもの。景観法施行に伴い、行為の規制など法が委任する事項を加えて改正。

### ■くまもと緑の 3 倍増計画

国土の緑化を推進することを目的に、昭和 60 年に本県が策定した 10 年にわたる計画。「緑化推進」では、公共施設等の植栽量を 3 倍にするという具体的な数値目標を掲げた。

### ■公共事業等景観形成指針

熊本県景観条例に基づき、公共事業、公共施設の建築等で国土の景観形成に著しい影響を及ぼすものについて定める景観形成のための指針で、昭和 63 年 2 月に策定。

### ■熊本県景観整備基本計画

平成 7 年 3 月、本県における景観づくりの方向性と基本施策を明らかにするために策定した平成 16 年度までの 10 年間の基本計画。

### ■美しい国づくり政策大綱

美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策についてまとめたもので、平成 15 年 7 月に国土交通省が公表。

### ■景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務、景観計画の策定、良好な景観の形成のための規制等を定める我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成 17 年 6 月に全面施行された。

### ■地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

全国の市町村を対象に、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めようとする取組みを国が支援するため、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管により平成 20 年 5 月に制定された法律。

### ■熊本県景観計画

景観法に基づき、景観行政団体である熊本県が景観行政を進めるために定める基本的な計画。

### ■熊本県景観づくり基本計画

平成 21 年 10 月、景観づくりの基本目標や施策を明らかにするために策定した平成 30 年度までの 10 年間の基本計画。

### ■肥後もっこす

熊本県民の無骨・頑固な気性を表す言葉。

### ■わさもん

「新しいもの好き／初物」を意味する熊本の方言。

### ■景観行政団体

景観法に基づく景観行政を担う自治体のこと。都道府県や政令市、中核市は法定団体。その他市町村は、都道府県知事との協議により景観行政団体となることができる。

### ■保存樹・樹林

都市における美観風致の維持を目的として、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。

### ■海苔ひび

養殖する海苔を付着させる海苔網を支えるため、浅い海中に立てる木や竹。

### ■重要文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第 1 項第五号）のうち、特に重要なものとして、都道府県又は市町村の申出に基づき、国（文部科学大臣）が選定する文化財のこと。

### ■再生可能エネルギー

太陽光や水力など、比較的短期間で再生し、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

### ■開発許可

無秩序な市街化の防止、良好な宅地水準の確保を目的として、都市計画法に基づき開発行為を都道府県知事等の許可に係らしめる制度。開発行為とは、「主として建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更」のこと。

## ■自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められた法律。

## ■景観農業振興地域整備計画

景観法に基づき、農山漁村地域に特有の良好な景観の形成を図るため、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要があると認められる場合に、市町村が作成する計画。

## ■文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律。

## ■くまもと景観賞

良好な景観づくりに大きく貢献している個人又は団体の功績を広く顕彰することを目的に、昭和 63 年度 から実施している県知事表彰。

## ■屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に店舗等の所在を知らせるためや宣伝のために掲出される広告物をすべて 対象としている。(広告物が設置 される敷地や建物の所有は問わない)。広告板・広告 塔 (建植広告)、屋上広告、壁面広告、突出広告、看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、アドバルーンなど。また、文字だけでなく、会社のシンボルマークなど、絵画的なものも含む。

## ■熊本県屋外広告物条例

屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的に昭和 39 年 7 月に制定。

## ■エコロジカル・ネットワーク

人と自然の共生を目的として、野生生物が生息・生育する空間を有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。

## ■景観形成ガイドライン

景観形成地域、特定施設届出地区、大規模行為に係る景観形成基準について、県が届出を受けた場合に指導に当たるための手引き書。

## ■色彩景観ガイドライン

熊本県景観計画によって定められた景観形成基準のうち、色彩に関わる項目をより詳しく解

説することを目的に作成されたガイドライン。

## ■建築景観デザインの手引

建築景観の考え方、景観要素を読み解く方法、読み解いた景観要素をデザインに活かす創意工夫の仕方等についてとりまとめた手引書。

## ■コーポレートカラー

企業や団体等の組織を象徴する、印象づける色のこと。

## ■第三種許可地域

熊本県屋外広告物条例に基づく「許可地域」のうち、「活発な経済活動に配慮して景観形成を図るべき地域」で、一定規模以上の自家用広告物や、一般の広告物は許可が必要となるが、広告物の表示面積の合計に制限はない。

## ■デジタルサイネージ

デジタルサイネージ (Digital Signage 電子看板) とは、デジタル技術を活用して、ディスプレイなどによって映像や文字を表示するシステム (広告媒体) のこと。

## ■車体利用広告

自動車、電車等の外面を利用する広告のこと。

## ■日本風景街道

これまで移動空間という位置づけであった道路を舞台として、地域の魅力や美しさを発見、創出するとともに、多様な主体が協働して、景観・自然・歴史・文化などの地域資源を活かした地域活性化、観光振興に寄与する活動を指す。日本風景街道は、「地域の資源」「活動する人たち」「活動内容」「活動の場」から構成され、それらを総称して「風景街道」という。

## ■世界遺産登録

ユネスコの「世界遺産委員会」が、各締約国からの推薦に基づき、「顕著な普遍的価値」を有する文化遺産、自然遺産を「世界遺産一覧表」に記載すること。

## ■特定施設届出地区

県景観条例に基づく届出対象地区のひとつで、県内で、建築物等が集積し、又は集積するおそれのある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路沿道の区域を定めるもの。

## ■大規模行為

県景観条例に基づく届出対象行為のひとつで、全県を通して景観形成上著しい影響を及ぼす大規模建築物等の新築等を届出対象行為としている。

### ■景観形成住民協定

県景観条例に基づく制度で、地域住民・事業者が協力して景観形成に取り組むために一定の区域を定めて、建築物等の形態・意匠、色彩、緑化等の景観形成に関する事項について締結する協定。

### ■くまもと緑・景観協働機構

(財)くまもと緑の財団が実施していた緑化や景観に係る事業の発展的な継承を行うため、緑化や景観に係る関係団体や希望する市町村とともに、平成 20 年に設立された団体。

### ■景観整備機構

景観法に基づく制度で、良好な景観の保全・形成に関して活動を行う NPO 法人や公益法人について、団体からの申請に基づき、景観行政団体の長が指定する組織。

### ■緑地協定

良好な住環境の創出を目的として、都市緑地法に基づき、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する事項について締結する協定。